

第1章 バリアフリー法及び基本構想について

1. 多治見市バリアフリー基本構想改定の背景

本市においては、平成 25 年 3 月に「多治見市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定しました。基本構想では、JR 多治見駅周辺地区を「重点整備地区」に指定し、JR 多治見駅、及び駅から周辺の公共公益施設へ至る経路についてバリアフリー化の整備を進めてきました。

また、多治見駅周辺の現況をみると、駅北地区では、多治見駅北土地区画整理事業が完了し、駅南地区では、多治見駅南再開発事業に着手するなど大きく状況が変化してきています。このような状況の中、だれもが安全・安心で快適に暮らせるまちづくりの実現に向けて、さらなるバリアフリー化の推進が求められています。

2. 基本構想改定の目的

本市では、基本構想に基づき、JR 多治見駅周辺地区において、既存の施設等のバリアフリー化と多くの高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（「生活関連施設」）を結ぶ経路（「生活関連経路」）の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。基本構想の改定により、これまでの取り組みを継続するとともに、さらにバリアフリーを推進することを目的とします。

また、道路や施設の「ハード面」の整備のみならず、制度や仕組等の充実といった「ソフト面」の整備も基本構想の目的とします。「ソフト面」の整備は、市民、施設設置管理者及び市が各々の取り組みを理解し、協力することが必要です。同時に、高齢者、障がい者等について正しく理解し、行動ができる「こころのバリアフリー」の推進も目的としています。

3. バリアフリー法の概要

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性、安全性を向上させるために、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。特定の公共交通機関や道路等の新設等を行う際に、施設設置管理者等に対して「移動円滑化基準」への適合を義務付け、既存の施設等においては、基準に適合するよう努力義務が課されます。

また、市町村は高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において重点整備地区を設定し、重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る「基本構想」を策定することができます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の概要

1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
- 基本構想の指針
- 情報提供に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- その他移動等円滑化の促進に関する事項

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - 旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - 他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - 旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- 市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- 基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
- 定期的な評価・見直しの努力義務

5. 当事者による評価

- 高齢者、障がい者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

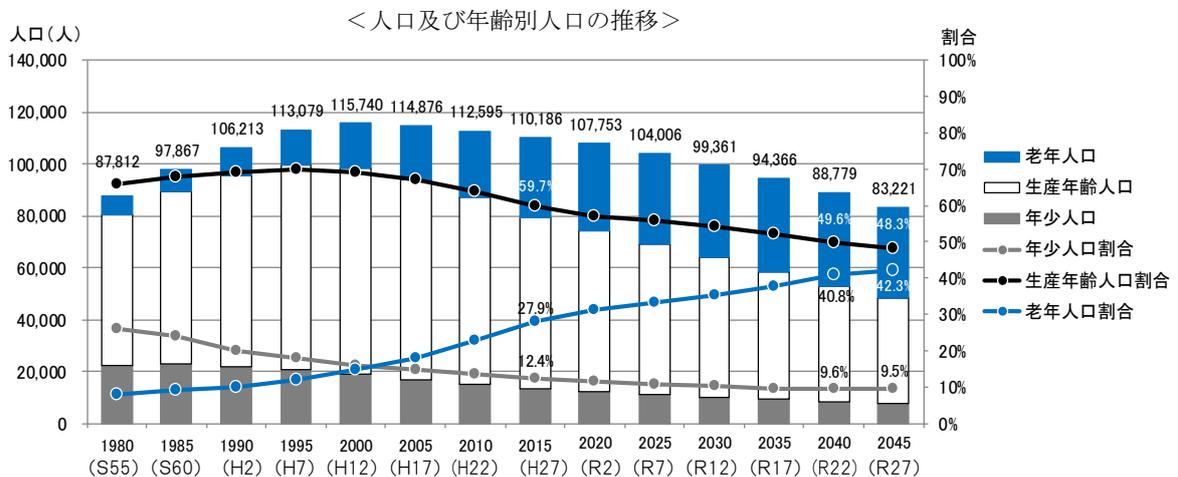
国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」をもとに作成

第2章 多治見市の現況及び福祉のまちづくりの取り組み

1. 多治見市の現況

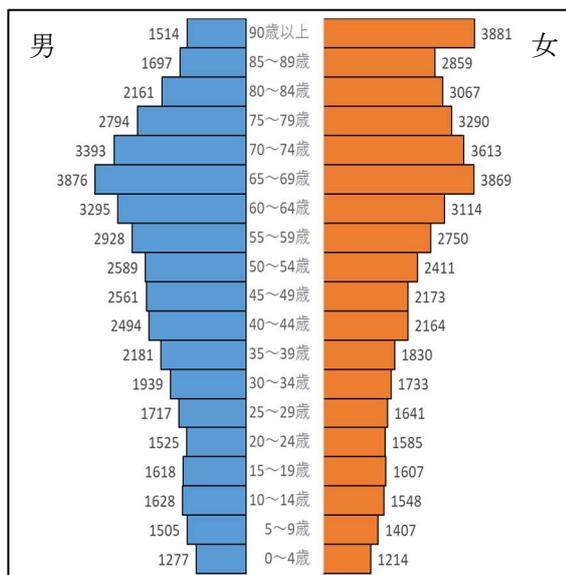
(1) 人口及び年齢別人口推移

本市の人口は、平成12（2000）年をピークに以後減少傾向であり、令和27（2045）年には平成27（2015）年から約24%減少すると予測されています。一方、老年人口数、老年人口割合（高齢化率）は増加傾向にあり、平成27（2015）年は30,742人で人口全体に占める割合は27.9%でしたが、令和27（2045）年には35,202人で42.3%まで増加することが予測されています。逆に生産年齢人口は平成27（2015）年には65,781人で59.7%でしたが、令和27年（2045）年には40,195人で48.3%まで減少するとされています。

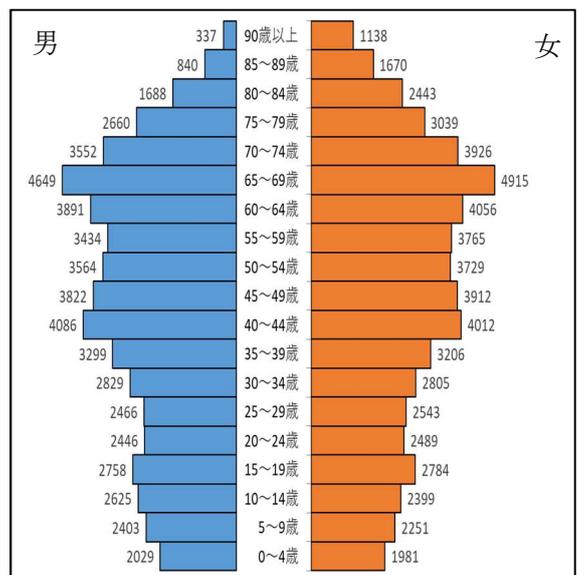


出典：国立社会保障・人口問題研究所（平成30（2018）年3月推計）

＜平成27（2015）年の人口ピラミッド＞



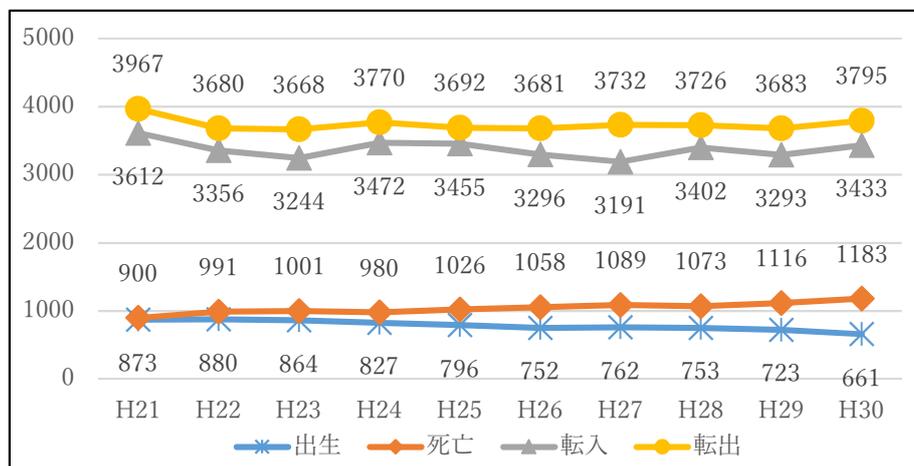
＜令和22（2040）年の人口ピラミッド＞



(2) 人口動態

本市の人口動態をみると、過去10年間で出生数は減少、死亡数は増加傾向にあり、出生数と死亡数の差により生じる自然減は、年々大きくなっています。また、転入数と転出数は、10年間を通して転出数が転入数を上回っており、毎年、社会減が生じています。

<多治見市内の人口動態>



資料：厚生労働省「人口動態調査」

(3) 障がい者（児）数の状況

①障がい者（児）数及び人口比率

本市における障がい者（児）数の推移は微増傾向にあります。

<障がい者（児）数及び人口比率>

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	
総人口	112,891人	112,145人	111,292人	110,598人	109,816人	
障がい者 (児)数	身体	4,638人	4,642人	4,634人	4,521人	4,485人
	知的	975人	1,015人	1,040人	1,105人	1,106人
	精神	670人	732人	786人	851人	894人
	合計	6,283人	6,389人	6,460人	6,477人	6,485人
人口比率	5.6%	5.7%	5.8%	5.9%	5.9%	

資料：事業及び事務の執行状況説明書

②障がい種別の状況

本市における障がい者（児）の障がい種別人数を見ると、身体障がい者（児）が約7割と一番多く、次いで知的障がい者（児）、精神障がい者（児）の順となっています。身体障がい者（児）の内訳をみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」が多くみられます。

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）の人数及び人口に占める割合を表す人口比率は微増傾向にあります。

＜障がい種別人数＞（令和2年4月1日現在）

種 別		人 数	割 合
身 体 障 が い 者 （ 児 ）	視覚障がい	251人	3.9%
	聴覚・平衡機能障がい	287人	4.4%
	音声・言語機能障がい	46人	0.7%
	肢体不自由	2,212人	34.1%
	内部障がい	1,689人	26.0%
	小 計	4,485人	69.1%
知的障がい者（児）		1,106人	17.1%
精神障がい者（児）		894人	13.8%
合計		6,485人	100.0%

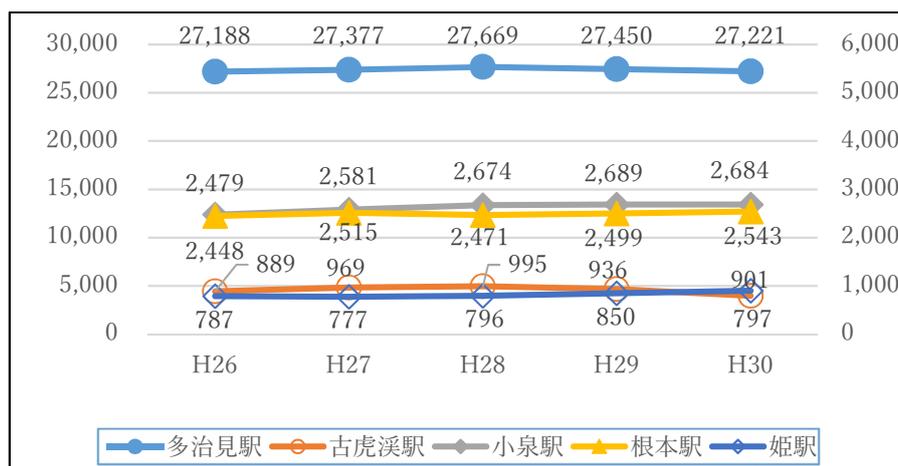
資料：事業及び事務の執行状況説明書

(4) 公共交通機関の利用状況

①鉄道

本市には、JR中央本線と太多線に合わせて5つの鉄道駅が立地しています。各駅の1日当たりの利用者数は、ここ数年横ばいまたは微増しています。5つの鉄道駅のうち、移動等の円滑化の促進に関する基本方針に規定する「特定旅客施設」の要件である1日当たりの利用者が3,000人以上に該当する施設は、JR多治見駅のみです。

<市内鉄道駅の1日当たりの利用者数(単位:人)>



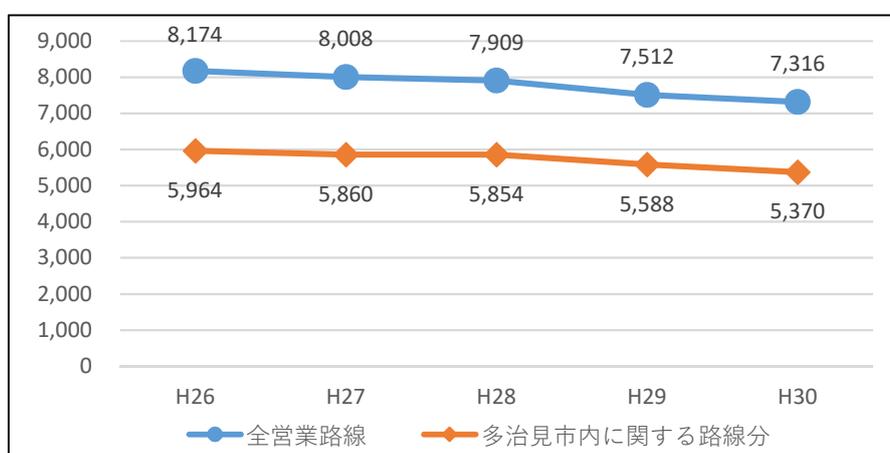
(1日当たりの利用者数=年間乗車人員÷年間の日数×2)

資料:統計たじみ令和元(2019)年度版

②路線バス(東鉄バス)

市内を走行する東濃鉄道株式会社が運行する路線バスの1日当たりの乗客数は、ここ数年減少傾向にあります。本市では、平成27年10月から、平日10時から16時の間に多治見駅を発着する便を対象とし、運賃の上限を200円とする「路線バス昼間上限運賃低減事業(200円バス)」を実施し、路線バスの利用促進を図っています。

<東濃鉄道 路線バスの1日当たりの乗客数の推移(単位:人)>

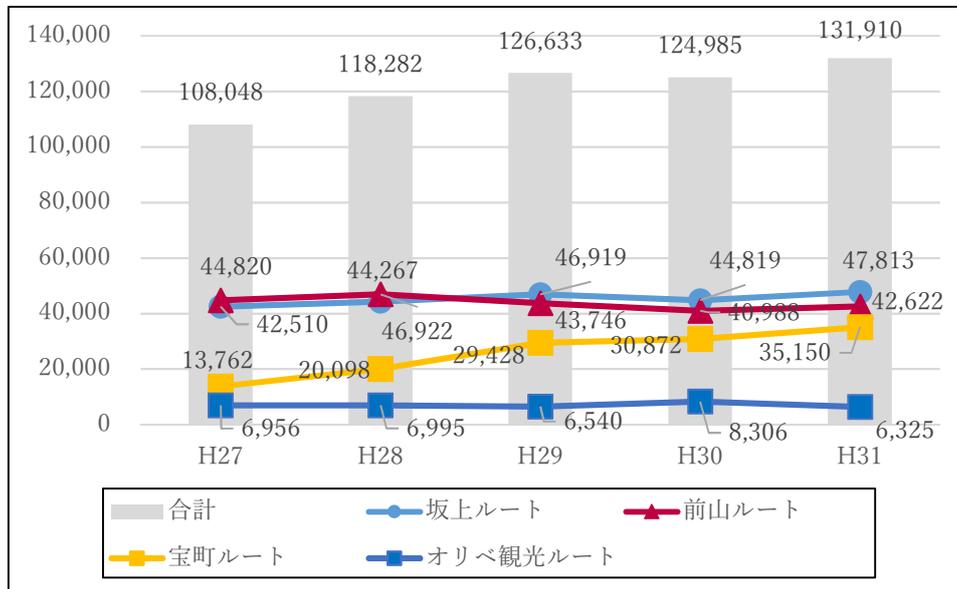


資料:統計たじみ令和元(2019)年度版

③ききょうバス

本市では、中心市街地内を円滑に移動できるよう「ききょうバス」を運行しています。ききょうバスの利用者数は毎年増加傾向にあります。ききょうバスは、毎年、利用実態の調査等に基づき運行内容を見直し、利便性の向上を図っています。

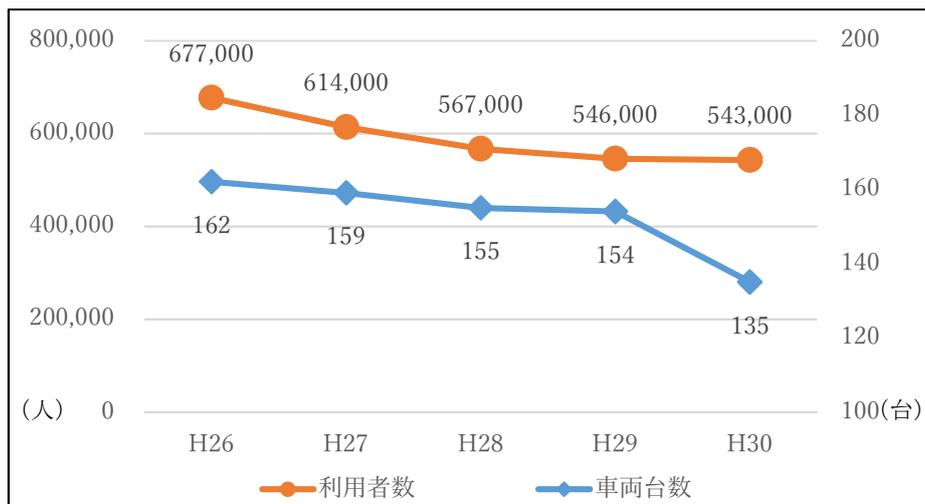
＜ききょうバス利用者総数と各ルートの利用者数（単位：人）＞



④タクシー

市内では、令和2年4月1日現在タクシー事業者3社が運行しています。年間の利用者数は、減少傾向にあります。

＜多治見市内におけるタクシー車両数、利用者数の推移＞

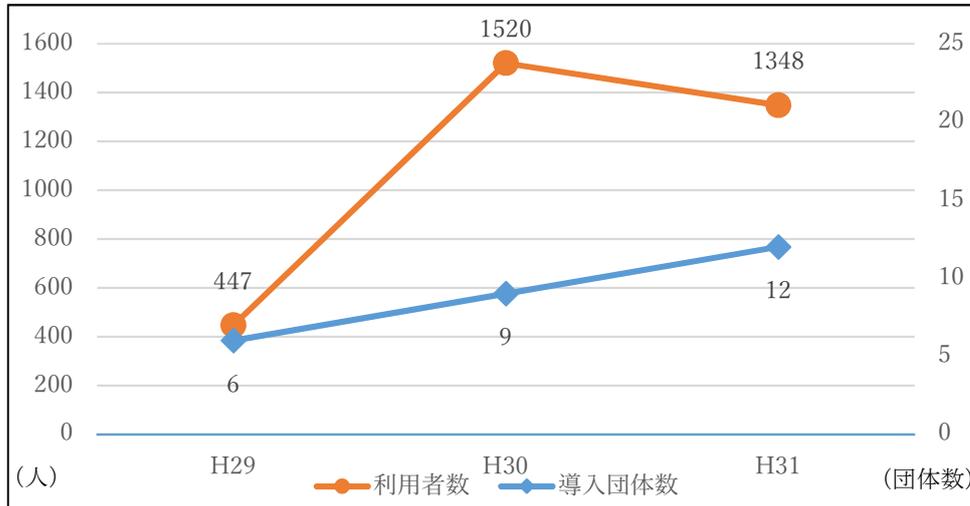


資料：統計たじみ令和元（2019）年度版

⑤地域あいのりタクシー

路線バスが運行していない地域や、バス停から遠距離の地域においては、地域が主体となって運行する地域あいのりタクシー事業の拡充が図られています。導入団体数は毎年増加し、多くの市民に利用されています。

＜地域あいのりタクシー導入団体数と利用者数の推移＞



⑥バスタク事業

平成31年4月から、ききょうバス総合福祉センター・太平公園線の廃止代替として、タクシー車両を用い、指定されたポイントで乗降する交通機関「バスタク事業」を実証実験として運行しています。市内3ルート、各地と総合福祉センター・太平公園を結び、各ルート往復週1便で運行しています。

＜令和元年度バスタク事業利用実績＞

ルート名	運行回数 (回)	運行距離 (m)	メーター運賃 (円)	利用者数 (人)	現金収入 (円)	市支払額 (円)	1人当たりの 支払額 (円/人)
姫・大針ルート	46	520,972	193,180	60	16,950	176,230	2,937.2
旭ヶ丘・小泉ルート	49	333,770	130,940	111	32,400	98,540	887.7
共栄・明和ルート	62	504,631	194,840	158	46,500	148,340	938.9
合計	157	1,359,373	518,960	329	95,850	423,110	1,286.0

(5) 多治見駅南地区第一種市街地再開発事業

現在、「多治見駅南地区」において市街地再開発事業が行われており、「まちの顔」となる中心拠点づくりを進めています。当該事業地は重点整備地区内に位置しており、商業棟と駐車場棟は、高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定されるため、生活関連施設に指定します。なお、新たに整備する建築物は、バリアフリーの視点での整備が図られます。

事業概要

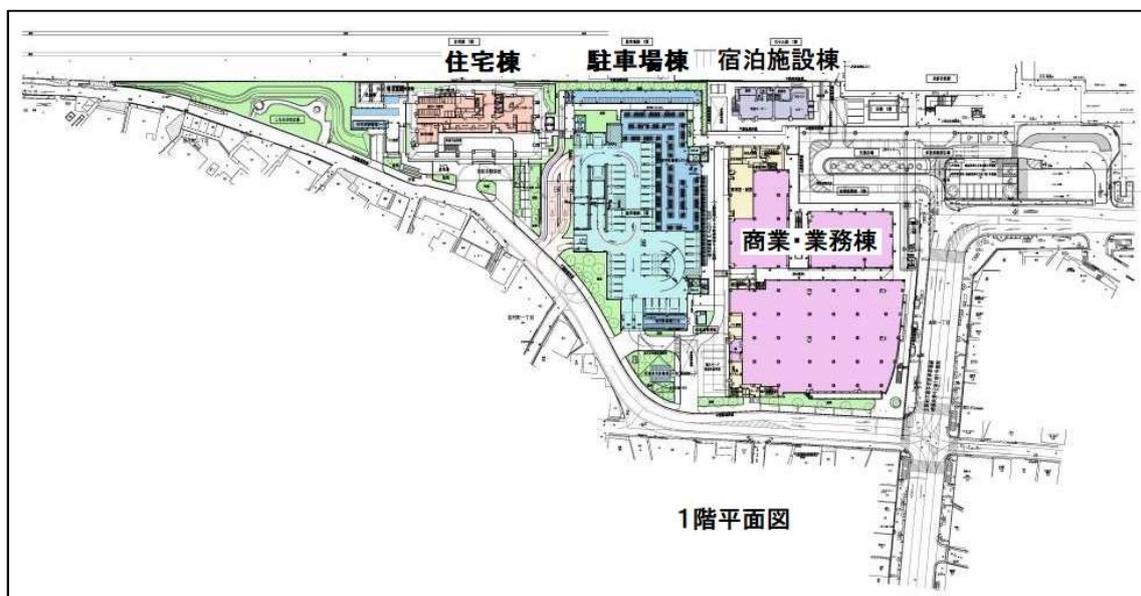
事業名称	多治見駅南地区第一種市街地再開発事業
事業区域	岐阜県多治見市本町1丁目地内
施行者	多治見駅南地区市街地再開発組合
区域面積	約2.0ヘクタール



用途別規模

商業業務棟	1～3階／床面積約10,830㎡
住宅棟	29階(225戸)／床面積約23,450㎡
駐車場棟	5層／床面積約14,280㎡ (駐車台数499台/駐輪台数692台)
宿泊施設棟	14階／床面積約3,770㎡

全体平面図



2. 福祉のまちづくり

(1) 福祉のまちづくり等の取り組み状況

年 次	取 り 組 み 内 容
昭和 57 年	○「障害者対策に関する長期行動計画」(国)
昭和 58 年	○「多治見市福祉環境整備指針」
平成 5 年	○「障害者基本法」公布・施行(国)
平成 6 年	○「ハートビル法」施行(国) ○「多治見市福祉環境整備指針」改定 ○「多治見市高齢者保健福祉計画(いきいきネットワーク'21)」
平成 7 年	○「岐阜県障害者計画」(岐阜県) ○「障害者プラン ～ノーマライゼーション7か年戦略～」(国)
平成 8 年	○バリアフリー市内施設調査の実施
平成 9 年	○障害者計画策定のためのバリアフリー実態調査の実施
平成 10 年	○「岐阜県福祉のまちづくり条例」施行(岐阜県) ○「多治見市障害者計画」
平成 11 年	○「バリアフリーモデル地区整備計画」
平成 12 年	○介護保険制度の開始 ○「交通バリアフリー法」施行(国) ○「多治見市高齢者保健福祉計画2000(いきいきネットワーク2000)」
平成 13 年	○「多治見市福祉環境整備指針」改定
平成 14 年	○「多治見市エンゼルプラン」 ○「多治見市健康づくり計画」
平成 15 年	○「多治見市高齢者保健福祉計画2003(いきいきネットワーク2003)」
平成 16 年	○「多治見市福祉基本条例」施行 ○「多治見市地域福祉計画」
平成 17 年	○「第2期多治見市バリアフリー整備計画」 ○「たじみ子ども未来プラン」 ○「第2期多治見市障害者計画(多治見市障害福祉計画)」
平成 18 年	○「多治見市高齢者保健福祉計画」 ○「多治見市交通バリアフリー基本構想」 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行(国)
平成 19 年	○「第1期多治見市障害福祉計画」
平成 20 年	○「第6次多治見市総合計画」
平成 21 年	○「第3期多治見市障害者計画(第2期多治見障害福祉計画)」 ○「第2期多治見市地域福祉計画」 ○「多治見市高齢者保健福祉計画2009(いきいきネットワーク2009)」 ○「福祉環境整備指針」改定 ○「多治見市のバリアフリー整備に関する提言」の提出
平成 22 年	○「第2次多治見市都市計画マスタープラン」 ○「たじみ子ども未来プラン(後期計画)」

年 次	取 り 組 み 内 容
平成 23 年	○「第 3 期多治見市バリアフリー推進計画」
平成 24 年	○「第 6 次多治見市総合計画後期計画」 ○「第 4 期多治見市障害者計画（第 3 期多治見市障害福祉計画）」 ○「多治見市高齢者保健福祉計画 2012（いきいきネットワーク 2012）」
平成 25 年	○「多治見市バリアフリー基本構想」 ○「第 2 次たじみ健康ハッピープラン」
平成 26 年	○「多治見市総合交通戦略」 ○「第 3 期多治見市地域福祉計画」
平成 27 年	○「たじみ子ども未来プラン」 ○「多治見市高齢者保健福祉計画 2015（いきいきネットワーク 2015）」 ○「第 5 期多治見市障害者計画（第 4 期多治見市障害者計画）」
平成 28 年	○「第 7 次多治見市総合計画」
平成 29 年	○「多治見市地域公共交通網形成計画」
平成 30 年	○「多治見市高齢者保健福祉計画 2018」 ○「第 6 期多治見市障害者計画（第 5 期多治見市障害福祉計画、多治見市障害児福祉計画）」
平成 31 年 (令和元年)	○「多治見市立地適正化計画」 ○「第 4 期多治見市地域福祉計画」
令和 2 年	○「第 7 次多治見市総合計画後期計画」 ○「多治見市地域公共交通網形成計画」 中間見直し ○「多治見市バリアフリー基本構想」 改定

(2) バリアフリー施策

①福祉環境整備指針

建物、道路、公園、駐車場等の整備を行う際、すべての人が円滑に利用できるための整備基準を定めた「福祉環境整備指針」を昭和 58 年に定め、市民、事業者、市による協働で「福祉のまちづくり」を行う指針としています。また、必要に応じ、随時改定を行っています。

②バリアフリー展

毎年、多治見市役所駅北庁舎 1 階ロビーにおいて、バリアフリー展を開催しています。バリアフリー展では、障がい者就労施設等の取り組みの紹介や、障がい者就労施設の製品を紹介しています。

③福祉教育読本

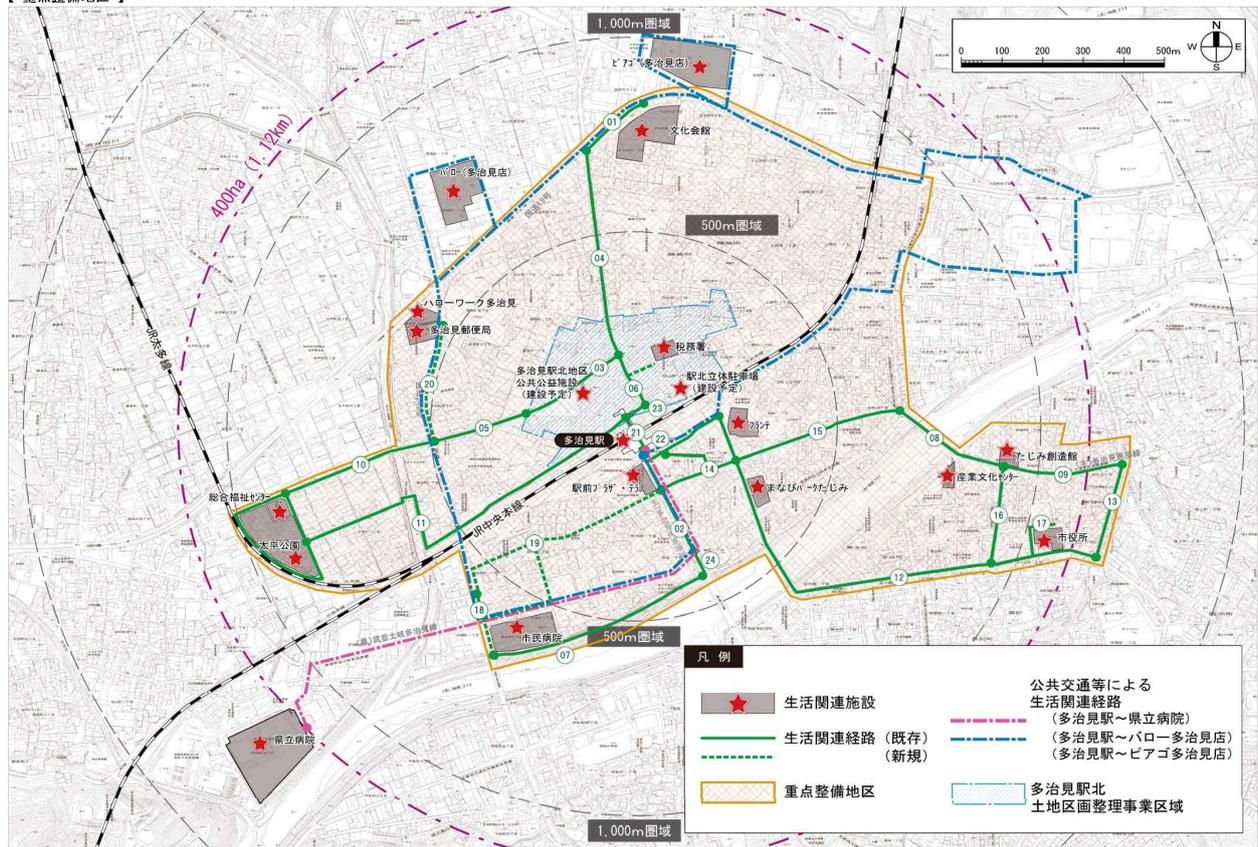
学校教育における福祉教育を行うための教材として、小学生向け福祉教育読本「わたぼうし」、中学生向け福祉教育読本「ひろがる！」を、毎年新入生を対象に配布し活用されています。また、必要に応じ随時改定を行っています。

3. 多治見市バリアフリー基本構想による整備の進捗状況

(1) 基本構想（平成 25 年）の概要

基本構想は、「だれもが安全・快適に移動できる賑わいあふれるまちづくり」を基本目標として J R 多治見駅周辺地区を重点整備地区に指定し、J R 多治見駅及び駅から周辺の公共公益施設へ至る経路について、バリアフリー整備を進めてきました。

【重点整備地区】



(2) 基本構想（平成 25 年）による整備の進捗状況

平成 25 年度から令和 2 年度における基本構想において、特定事業と位置付けた整備の進捗状況は次の通りです。

■公共交通 【整備目標】 ●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
バス車両 【東濃鉄道株式会社】	●バス車両購入時等の低床バス導入	保有車両の内 65%以上	80.3%達成
	◇車両の正着を行う運転の実施		毎年度研修を実施
バス停 【東濃鉄道株式会社】	△見やすい時刻表の設置検討		H29 年度完了
	●道路改修時において、上屋やベンチ等の設置（可能なスペースがある場合）		H27 年度 1 箇所実施

■建築物特定事業

市役所本庁舎 【総務課】	○多機能トイレの設置の検討		本庁舎建替え時に設置検討中
	○総合案内に施設案内冊子の設置		H26 年度完了
	◇建物入口に案内役を配置		H25 年度完了、H26 年度に駅北庁舎へ移動
市役所駅北庁舎 【5大プロジェクト建設事務局】	○多機能トイレの設置	4 箇所 (各階 1 箇所)	H26 年 10 月完了
	●オストメイトに対応した水洗器具の設置	4 箇所 (各多機能トイレ内)	H26 年 10 月完了
	△ユニバーサルベッドの設置	1 箇所 (2 階多機能トイレ内)	H26 年 10 月完了
	◇触地図の設置	2 箇所（トイレ入り口前）	H26 年 10 月完了
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備として、フラッシュライト型の避難口誘導標識の設置		H26 年 10 月完了
	●視覚障がい者誘導用ブロックを全面道路から受付まで敷設		H26 年 10 月完了
岐阜県立多治見病院 【施設と同一】	●改修時において視覚障がい者誘導用ブロックは明度差が設けられたものに改修	70m	建て替え時に検討

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
総合福祉センター 【福祉課】	●オストメイトに対応した水洗器具の設置の検討		30%完了、全館トイレ洋式化、多目的トイレ改修に合わせて実施
	△ユニバーサルベッドの設置の検討		30%完了、全館トイレ洋式化、多目的トイレ改修に合わせて実施
	○既存の視覚障がい者誘導用ブロックはJIS規格のものへ改修		H29年9月完了
	○車いす使用者駐車場に乗降用スペース床面の斜線塗装		H29年9月完了
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		H27年12月完了 H30年度に全館の非常放送設備を更新
バロー文化ホール 【文化スポーツ課】	○改修時において既存の視覚障がい者誘導用ブロックは、明度差が設けられたものに改修		検討中
	○車いす使用者用駐車場に乗降用スペース床面の斜線表示	4区画分	検討中
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		検討中
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設		検討中
	◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応		H28年3月完了
ヤマカまなびパーク 【文化スポーツ課】	○車いす使用者駐車場に国際シンボルマークの案内板、乗降用スペース床面の斜線塗装の設置		検討中
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		検討中
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設		検討中
	◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応		H28年3月設置完了
産業文化センター 【産業観光課】	○トイレ入り口の性別表示をより判別しやすいものにする		H28年9月完了
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		検討中
	●視覚障がい者誘導用ブロックを全面道路から受付まで敷設		検討中
	◇受付カウンター付近に耳マークの設置と受付職員による筆談対応		H26年度設置完了
	○洋式トイレの温便座化及び多目的トイレの温水洗浄便座化		H28年9月完了

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
多治見郵便局 【施設と同一】	○階段の手すりを2段とする改善		検討中
	○国際シンボルマーク案内板の設置		検討中
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		検討中
	◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応		R3年3月設置完了
駅前プラザテラ 【施設と同一】	●階段の上端・下端部に点状ブロックの設置		【計画廃止】 多治見駅南地区再開 発にて駅前プラザテ ラの取り壊しを決定、 実施したため特定事 業計画を廃止する
	●車いす使用者用便房の設置		
	●車いす使用者用駐車場の設置		
	●触地図の設置		
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設		
	○自動扉等への改善		
多治見フランテ 【施設と同一】	●オストメイトに対応した水洗器具の設置		検討中
	●触地図の設置		検討中
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		検討中
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設		検討中
	◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応		検討中
	○インターホン等の設置による係員の対応		検討中

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
バロー多治見店 【施設と同一】	●オストメイトに対応した水洗器具の設置		検討中
	△ユニバーサルベッドの設置		検討中
	○触地図の設置		検討中
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		検討中
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設		H25 年度完了
	◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応		H25 年度完了
	○インターホン等の設置による係員の対応		H25 年度完了
ピアゴ多治見店 【施設と同一】	●オストメイトに対応した水洗器具の設置		検討中
	△ユニバーサルベッドの設置		検討中
	○触地図の設置		検討中
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討		検討中
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設		検討中
	◇受付カウンター付近に耳マーク及び筆談具の設置と対応		検討中
	○インターホン等の設置による係員の対応		検討中

■都市公園事業

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
太平公園 【緑化公園課】	○視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から管理事務所まで敷設		管理事務所が無人であるため未実施
	●樹木の根上がり等、凹凸の改善等安全な移動経路の確保		凹凸の解消を随時実施
	●園路の転落防止の対応などの安全な移動経路の確保		検討中
	●オストメイトに対応した水洗器具の設置		検討中
	△ベビーチェア、ユニバーサルベッドの設置		検討中
	●車いす使用者の足入れスペースを確保した水飲み器の設置		検討中
	○案内板の点字設置		検討中

■路外駐車場

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
駅北立体駐車場 【5大プロジェクト 建設事務局】	●整備基準に基づく整備の実施		H26年11月完了
市民病院駐車場 (新規整備) 【保健センター】	●整備基準に基づく整備の実施		H25年7月完了
駅北庁舎 地下駐車場 【5大プロジェクト 建設事務局】	●路外駐車場移動等円滑化基準に基づく駐車場整備の実施		H26年12月完了

■道路事業

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
⑱国道 248 号線 (市民病院周辺) 【岐阜県多治見土 木事務所道路課】	●舗装の改修	10 m ²	H25 年度完了
	○溝蓋等の改修	2 箇所	H25 年度完了
	○細目グレーチングへの変更	14 枚	H25 年度完了
⑳国道 248 号線 (音羽町 4～ 多治見郵便局前) 【岐阜県多治見土 木事務所道路課】	●バス停付近の歩道路面に視覚障がい者誘 導用ブロックの敷設	2.7m	H25 年度完了
③音羽小名田線 (音羽町 1～ 音羽町 2) 【市街地整備課】	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	253m	H30 年 12 月完了
③音羽小名田線 (音羽町 1～ 音羽町 2) 【市街地整備課】	●改修時において視覚障がい者誘導用ブロ ックは明度差が設けられたものに改修	70m	建て替え時に検討
④音羽小名田線 (東側) (音羽町 1～ 国道 19 号線) 【道路河川課、 市街地整備課】	●透水性のある舗装への改修	410m	50%完了
	●マンホール蓋付近の平坦性の確保	15 箇所	50%完了
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	410m	50%完了
	●透水性のある舗装への改修 (区画整理事業地内)	109m	H30 年 12 月完了
	●マンホール蓋付近の平坦性の確保 (区画整理事業地内)	109m	H30 年 12 月完了
	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 (区画整理事業地内)	109m	H30 年 12 月完了
⑥音羽小田線 (北側駅前広場 ～音羽町 1) 【市街地整備課】	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 (区画整理事業地内)	103m	H30.12 完了
⑪福祉道路 (北側駅前広場 ～野中橋) 【市街地整備課】	●視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 (区画整理事業地内)	200m	H30.12 完了

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
⑫市道 011500 (昭和橋～山下町) 【道路河川課】	○路肩のカラー舗装による歩行空間の確保（市役所付近）	230m	検討中
⑬市道 010500 (柳バスターミナル～山下町) 【道路河川課】	●段差の解消	230m	検討中
⑯市道 010600 (小路町商店街) 【道路河川課】	○路肩のカラー舗装の修繕	250m	R2年1月完了
⑰市道 011400・ 011403 (市役所北側 及び西側) 【総務課】	●バス停付近の歩道路面に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設		検討中
⑯市道 211900・ 211906 (田代町内) 【道路河川課】	○路肩のカラー舗装	470m	H28年3月完了
	○既設カラー舗装の修繕（側溝部）	90m	H26年3月完了
	○路肩のカラー舗装	520m	H28年9月完了

■交通安全事業

交通安全施設 【多治見警察署】	◇交通規制や違法駐車・駐輪等の取締り強化		随時実施、継続
	◇違法駐車防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動		随時実施、継続

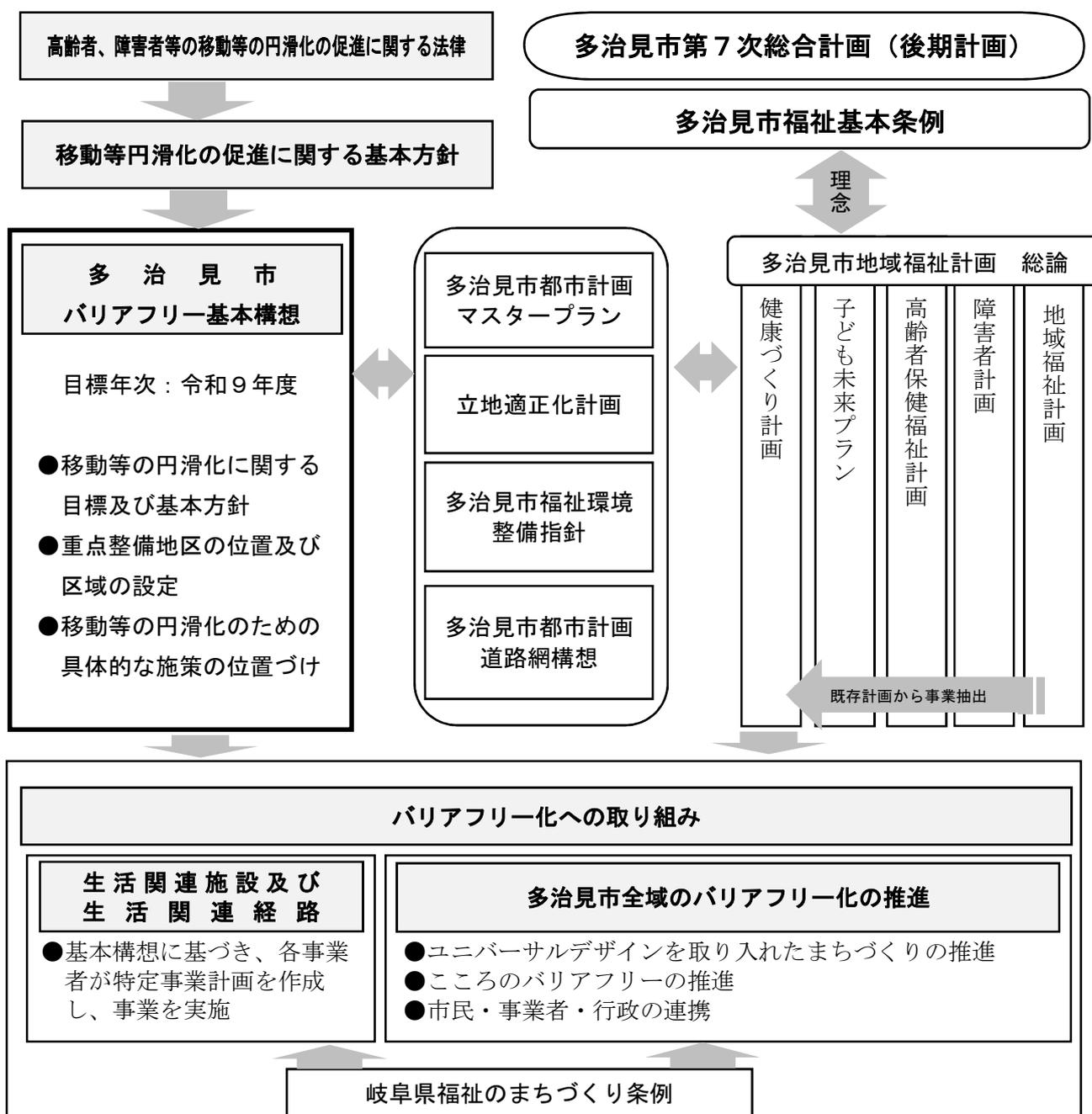
■その他（駅前広場、自由通路）【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	事業量	実施状況
南北自由通路 【市街地整備課】	○階段踊り場（階段の上端・下端部）に点状ブロックの設置	1箇所	H26年3月完了
駅南駅前広場 【道路河川課、 都市政策課、 東濃鉄道株式会社】	○同線区分の明確化		検討中
	○総合的バス路線図の設置	1箇所	検討中
	○わかりやすい行き先案内アナウンス（バスロケーションシステム導入）	1箇所	H25年度実施
駅北駅前広場 （交通広場） 【市街地整備課、 都市政策課】	○総合的バス路線図の設置		検討中
	○多機能トイレの設置		H27年5月完了
	○駅北立体駐車場までの上屋の設置		H27年1月完了
	○駅北庁舎までの上屋の設置		H27年5月完了

第3章 上位関連計画の把握

1. 基本構想の位置づけ

基本構想は、バリアフリー法及び移動等の円滑化の促進に関する基本方針に基づくとともに、多治見市第7次総合計画（後期計画）に示すまちづくりの将来像の実現に向け、「第3次多治見市都市計画マスタープラン」等のまちづくりに関する計画や、多治見市福祉基本条例の理念に基づく「第4期多治見市地域福祉計画」等の福祉に関する計画等と整合を図っています。



2. 上位関連計画の整理

(1) 第7次多治見市総合計画（後期計画）

①まちづくりの基本方針 計画期間：（後期計画）令和2年度～令和5年度

『共につくる。まるごと元気！多治見』

②計画に掲げる5つの「政策の柱」

- 『安心して子育て・子育てするまちづくり』
- 『健康で元気に暮らせるまちづくり』
- 『にぎわいと活力のあるまちづくり』
- 『安全・安心で快適に暮らせるまちづくり』
- 『市民が互いに助け合い学び合うまちづくり』

(2) 第3次多治見市都市計画マスタープラン

①都市計画の目標と方針 計画期間：令和3年度～令和12年度

人と地域のつながりが生みだす、「ネットワーク型コンパクトシティの実現」
～ 共につくる。まるごと元気！多治見 ～

②バリアフリー化等に関する事項

第4章 部門別方針 — (5) 交通環境の整備方針 — エ. バリアフリー化の推進

- a. バリアフリー化の取組を進め、高齢者・障がい者等の移動の円滑化や安全性を確保し、誰もが暮らしやすく、訪れやすいまちづくりの実現を目指します。
- b. バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性を確保し、誰もが集いやすく賑わいある地区を重点的に取り組んでいきます。

第4章 高齢者、障がい者等の意向把握

1. バリアフリーに関する意見交換会

J R多治見駅周辺の道路や施設等を利用する視点での問題点を把握するため、令和2年8月から10月にかけて障がい者団体等との意見交換会を行いました。

(1) 意見交換会を実施した団体等

- ①岐阜県身体障害者福祉協会多治見支部
- ②岐阜県視覚障害者福祉協会多治見支部
- ③岐阜県聴覚障害者福祉協会多治見支部
- ④東濃さつき会
- ⑤多治見地区手をつなぐ親の会
- ⑥多治見市重度心身障害者福祉協会
- ⑦岐阜県難病団体連絡協議会
- ⑧東濃特別支援学校保護者会
- ⑨岐阜県自閉症協会多治見市ブロック
- ⑩発達支援センターひまわり保護者会
- ⑪発達支援センターなかよし保護者会

(2) 主な意見（主な意見のうち、下線部を引いた意見は整備目標としています） 駅北庁舎について

- ①地下駐車場が満車の場合の表示が駐車場付近にしかないため、市役所北東側交差点付近にもあると駅北立体駐車場に回りやすくなる。
- ②地下駐車場から道路に出る際、左右の見通しが悪い。
- ③多目的トイレの引き戸が自動的に締まってきてしまうので、開けきった際には止まってくれるとよい。
- ④地下駐車場は狭い気がするので、地上にもう少し駐車場がほしい。
- ⑤地上駐車場の車いす使用者用スペースに屋根を設置してほしい。
- ⑥地下駐車場に車いす使用者用が2台分あるが、両側に乗降用スペースがあると使いやすい。

バロー文化ホールについて

- ①バロー文化ホールに一番近い車いす使用者用駐車スペースの地面がガタガタで利用しにくい。
- ②車いす使用者用駐車スペースから施設まで屋根があるとよい。
- ③ホールの車いす席からはステージが非常に見にくい。

ヤマカまなびパークについて

- ①地下駐車場の障がい者スペースの場所が使いにくい。スペース付近に何かの資材が置かれていることもある。
- ②古い施設によくあることだが、多目的トイレの引き戸が重く開けづらい。

道路等について

- ①視覚障がい者用誘導ブロックは車いす利用者にとって障害となるため、歩道を幅広く確保してほしい。
- ②聴覚障がい者は視覚に頼っているため、歩きや自転車を運転する際もカーブミラーに頼ることが多い。見通しの悪い交差点にはカーブミラーを設置してもらえるとよい。
- ③旧保健センター付近の線路をくぐるガードが狭いので危ない。※
- ④JR多治見駅東側の大踏切が狭いため、自動車、自転車、歩行者が入り乱れて危険。
- ⑤JR多治見駅南側のロータリーには庇がないため、車いすから自動車に乗り込む際などは濡れてしまう。
- ⑥総合福祉センター北側の太平公園駐車場から、道路を南にわたり太平公園に行く際、スロープ状の場所がないため、ベビーカーを歩道に上げるのが大変。

その他

- ①聴覚障がいがあると、コンビニなどで袋や箸がいるかと聞かれても何を言っているか理解できないので、結果無視をしている形になることがある。
- ②耳マークを設置しても、時間が経つと隅に追いやられているのをよく見かける。
- ③障がい者用駐車スペースを示す標識が駐車枠のすぐ後ろに立てられていることがあり、トランクが開けられないことがある。
- ④日常生活において、あからさまにひどい対応をされることは昔に比べて少なくなった。
- ⑤スーパーマーケットの通路が昔より広くなり、移動しやすくなった。
- ⑥介護者である自分が高齢になり、乗用車での送迎ができなくなることに備え、本人と公共交通機関を利用する訓練をしていく必要がある。
- ⑦災害時の避難生活、感染症緊急事態下の生活の困難さを理解していただくために、市役所職員・民生委員・自治会役員等に対し、自閉症・発達障害への理解のための研修を実施してもらいたい。
- ⑧障害者理解に関するこころのバリアフリーについて、さらに様々な媒体を利用し、進めてほしい。
- ⑨公的施設内の表示を目で見て理解できるよう、配慮したデザインとしてほしい。

※当該路線は、次期整備路線である音羽小田線として整備を行っていきます。(ガードも含め整備を実施する予定。)

2. バロー文化ホールの現地確認

令和2年12月、バリアフリー推進協議会委員により生活関連施設であるバロー文化ホールを視察し、その中で出た意見を「意見書」として多治見市役所文化スポーツ課に提出しました。

令和3年1月26日

多治見市長 古川 雅典 様

多治見市バリアフリー推進協議会
会長 磯部 友彦

バロー文化ホールのバリアフリー化について(意見書)

日頃は、多治見市のバリアフリー推進にご理解とご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

当協議会では、多治見市バリアフリー基本構想を策定し、市内の施設や道路のバリアフリー、心のバリアフリー等を推進しています。今般、バロー文化ホールの視察を行い、当協議会委員から施設のバリアフリー化について意見が出ましたので、今後改修等を行う際は、下記の意見を反映し、障がい者、高齢者等が利用しやすい施設としていただきますようお願い申し上げます。

記

1 トイレについて

- (1)多機能トイレは、オストメイト対応、大型ベッドの設置、乳幼児連れの利用者に配慮した設備を有するものとしてください。
- (2)多機能トイレの引き戸が重いので改善してください。
- (3)トイレ表示の位置が見えにくいので改善してください。

2 車いす使用者駐車場について

- (1)乗降スペースを両側に確保し、斜線塗装をしてください。
- (2)市民広場南東部分にある車いす使用者駐車場を、正面玄関直近に移動させてください。
- (3)(2)にて移動させた駐車場から正面玄関入口まで屋根を設置してください。
- (4)市民広場への車両進入経路が、横断歩道から乗り入れる形態となっているため改善してください。

3 視覚障がい者誘導ブロックについて

- (1)誘導ブロックを受付まで設置してください。
- (2)誘導ブロックは原則として黄色とし、周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比 2.0 以上を確保してください。

4 その他

- (1)授乳室を設置してください。
- (2)車いすでも移動しやすいよう館内の段差を解消し、スロープ等は識別しやすい色としてください。
- (3)視覚障がい者や聴覚障がい者を対象とした緊急時設備を設置してください。

以上

第5章 バリアフリー化の基本目標及び基本方針

上位計画である第7次多治見市総合計画（後期計画）には、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくり」という政策の柱があります。本基本構想もその政策の柱を基に、基本目標を設定します。

また、基本構想の計画の期間は、令和3年度から令和9年度とします。令和3年度から令和5年度を短期計画、令和6年度から令和9年度を中期計画とし、第8次総合計画が始まる令和6年度に合わせ基本構想の見直しを行う予定です。

基本目標

だれもが安全・安心で快適に移動できる賑わいのあるまちづくり

基本方針

- ①重点整備地区内のバリアフリー整備のさらなる推進
- ②多治見市全域におけるバリアフリー化の推進
- ③ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりの推進
- ④こころのバリアフリーの推進
- ⑤市民・事業者・行政の連携

・基本構想の計画期間【令和3年度～令和9年度】

・整備時期

短期 令和3年度～令和5年度（第7次総合計画後期計画）

中期 令和6年度～令和9年度（第8次総合計画前期計画）

長期 令和10年度～（第8次総合計画後期計画）

第6章 重点整備地区の設定

1. 重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路について

(1) 重点整備地区の要件

バリアフリー化の整備にあたっては、バリアフリー化された経路や施設における連続性や一体性の確保が重要な課題となります。そのため重点整備地区を定める場合、バリアフリー法や、基本構想作成に関するガイドラインで示された次の要件を満たす必要があります。

	要 件
施設配置等	<p>「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」(バリアフリー法第2条第24号イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区 ○地区全体の面積が概ね400ha(半径1.12km円の圏内)未満 ○生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物※に該当するものが概ね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれること ○公共交通の状況により中心となる地域であること
必要性	<p>「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設(道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。)について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。」(バリアフリー法第2条第24号ロ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められること ○高齢者及び障がい者の人口、昼間の滞在人口が集中する地域であること
効果	<p>「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」(バリアフリー法第2条第24号ハ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者、障がい者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められること

参考 特定建築物：多数の者が利用する建築物で法令(高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第4条)に定めたものをいい、学校、病院または診療所、集会所等がある。

※ 特別特定建築物：特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、障がい者等が利用するもので、特別支援学校、病院または診療所、集会所等がある。

(2) 生活関連施設及び生活関連経路について

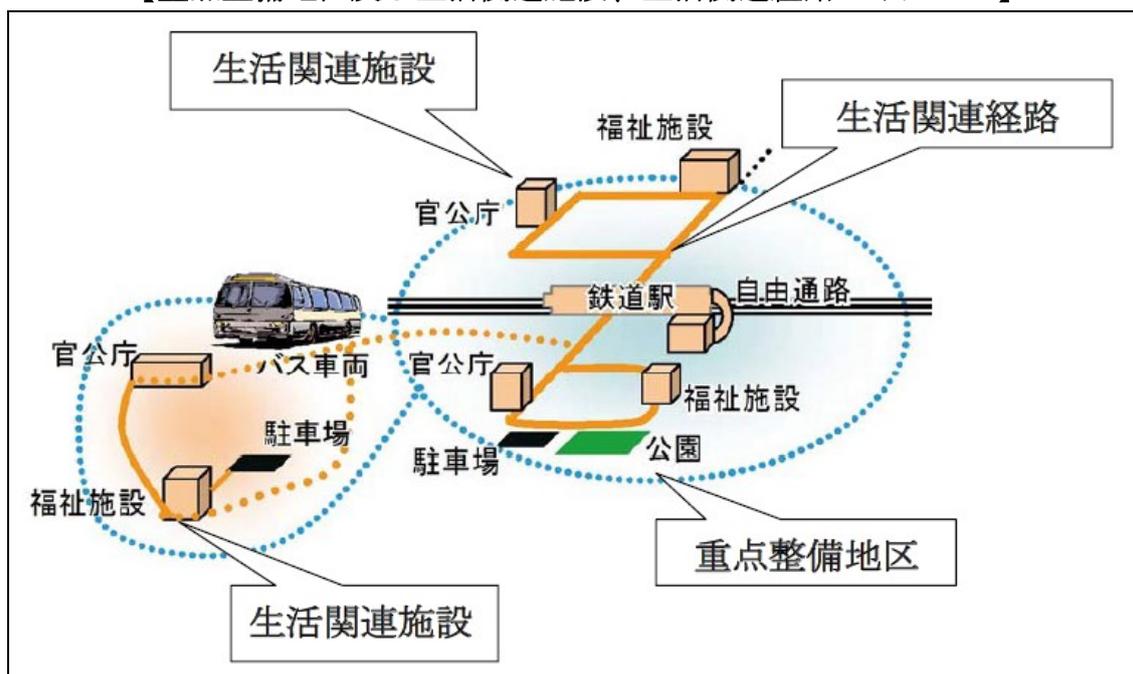
○生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活または社会において利用する①旅客施設、②官公庁施設、③福祉施設その他の施設のこと

○生活関連経路

生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路等のこと

【重点整備地区及び生活関連施設、生活関連経路のイメージ】



2. 重点整備地区の設定の考え方

(1) 生活関連施設の選定

バリアフリー法における生活関連施設とは、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設のことであり、駅、官公庁、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等が対象となります。このうち、いずれの施設を生活関連施設とするかについては基本構想を策定する市町村の裁量とされています。

本基本構想では、特定旅客施設である JR 多治見駅を中心とした、半径約 1.12 km 以内に存在する特定建築物等を生活関連施設として選定します。

J R 多治見駅周辺地区の生活関連施設

区分	施設名称	選定の理由	
特定旅客施設	J R 多治見駅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定旅客施設（1日あたりの利用者 3,000人以上、令和元年度 27,221人） ・ 本構想の中心となる駅のためバリアフリー法の移動等円滑化基準の適否に関わらず選定する 	
特別特定建築物	官公庁施設	多治見市役所本庁舎(日ノ出町)	・ 広域的な利用が想定される
		税務署	・ 広域的な利用が想定される
		ハローワーク多治見	・ 広域的な利用が想定される
		多治見市役所駅北庁舎	・ 広域的な利用が想定される
	医療・福祉施設	市民病院	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
		県立多治見病院	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
		総合福祉センター	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
	教育文化施設	バロー文化ホール	・ 広域的な利用が想定される
		ヤマカまなびパーク	・ 広域的な利用が想定される
		産業文化センター	・ 広域的な利用が想定される
		精華交流センター (特定建築物)	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
		文化工房（陶都創造館内）	・ 広域的な利用が想定される
	郵便局	多治見郵便局	・ 広域的な利用が想定される
	大規模商業施設	駅南市街地再開発事業商業棟（建設予定）	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
		ヤマナカ多治見フランチ	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
		バロー多治見店	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される
ピアゴ多治見店		・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される	
都市公園	太平公園	・ 特定公園施設を有する公園	
路外駐車場	駅北立体駐車場	・ 特定路外駐車場（有料・500㎡以上）	
	駅南市街地再開発事業駐車場棟（建設予定）	・ 高齢者、障がい者等が日常的に利用することが想定される	

参考 特定建築物と特別特定建築物の範囲

・バリアフリー法では、2,000㎡以上の特別特定建築物が建築する際に基準適合義務の対象

特定建築物（令4条）		特別特定建築物（令5条）	
1	学校	1	特別支援学校
2	病院又は診療所	2	病院又は診療所
3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4	集会場又は公会堂	4	集会場又は公会堂
5	展示場	5	展示場
6	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7	ホテル又は旅館	7	ホテル又は旅館
8	事務所	8	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9	共同住宅、寄宿舎又は下宿		—
10	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	9	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る）
11	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11	体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
13	博物館、美術館又は図書館	12	博物館、美術館又は図書館
14	公衆浴場	13	公衆浴場
15	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14	飲食店
16	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの		—
18	工場		—
19	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	16	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
20	自動車の停留又は駐車のための施設	17	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
21	公衆便所	18	公衆便所
22	公共用歩廊	19	公共用歩廊

(2) 生活関連経路の選定

バリアフリー法における生活関連経路は、生活関連施設を相互に結ぶことによりバリアフリーのネットワークを形成していくものです。

生活関連経路には一般交通用施設として、道路、駅前広場、通路、その他私道等にあっても一般交通の用に供するものは生活関連経路とすることができます。

J R 多治見駅周辺地区においては、鉄道駅と先に選定した生活関連施設を結ぶ経路について、平成 25 年の基本構想で位置づけられた経路を基に抽出します。その他、相互に生活関連施設間を結び、バリアフリー化の必要性が高い経路を生活関連経路として選定します。

J R 多治見駅周辺地区の生活関連経路

施設	施設名称		備考
道路	1	国道 19 号 (南側) (音羽小名田線～バロー文化ホール)	
	2	(主) 多治見停車場線 (本町 2～栄町 1)	
	3	音羽小名田線 (音羽町 1～音羽町 2)	市道 215000
	4	音羽小名田線 (東側) (音羽町 1～国道 19 号)	市道 215000
	5	音羽小名田線 (南側) (音羽町 2～国道 248 号)	市道 215000
	6	音羽小田線 (北側駅前広場～音羽町 1)	市道 212906
	7	土岐川堤防道路 (北側)	市道 211926
	8	(主) 名古屋・多治見線 (多治見橋周辺)	
	9	(主) 多治見・恵那線 (オリベストリート)	
	10	市道 413200 線 (南側) (国道 248 号～総合福祉センター)	
	11	福祉道路 (北側駅前広場～野中橋)	市道 413222、 213201、211916
	12	市道 213024、011500 (昭和橋～山下町)	
	13	市道 010500 線 (オリベストリート～山下町)	
	14	市道 212805・212800 (駅前商店街)	
	15	市道 212800 (ながせ商店街)	
	16	市道 010600 (小路町商店街)	
	17	市道 011400 及び 011403 沿い歩道 (市役所北側及び西側歩道 (庁舎敷地))	
	18	国道 248 号 (市民病院周辺)	J R 多治見駅から市民病院前の経路
	19	市道 211900・211906	
	20	国道 248 号 (音羽町 4～多治見郵便局前)	多治見郵便局までの経路
	21	市道 110600 (栄町 2～陶都大橋)	
	22	市道 213100 (精華小学校北側～精華交流センター)	
通路	23	南北自由通路	
駅前広場	24	駅南駅前広場	
	25	駅北駅前広場	

3. 重点整備地区における要件の整理

(1) 重点整備地区の要件

重点整備地区は、地区全体の面積が概ね 400ha 未満（半径約 1.12 km）の地区であって、生活関連施設の選定対象となる施設のうち特定旅客施設や特別特定建築物に該当するものが概ね 3 以上所在し、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が通常徒歩で行われることが見込まれる地区をいいます。また、重点的かつ一体的にバリアフリー化の事業を実施する必要があるとともに、総合的なまちづくりの推進に寄与することも求められています。

J R 多治見駅周辺地区の重点整備地区の区域は、生活関連施設と生活関連経路を含む範囲に加え、徒歩以外の移動手段として、バス路線を活用して施設間を結んだ範囲となります。

(2) 重点整備地区の要件の検討

多治見駅周辺地区を重点整備地区とした場合、要件にあてはめて検証すると以下のとおりとなります。

要件	検証内容
施設配置等	①生活関連施設は 21 施設が徒歩圏内に集積している ②地区の面積が約 200ha、地区の最大半径が 1.12km ③特定旅客施設 1 施設（J R 多治見駅、利用者 1 日 27,221 人）、特別特定建築物 17 施設が所在しており、相互間の徒歩利用が見込まれる ④ J R 多治見駅を中心に J R 中央本線、太多線、路線バス（14 路線、コミュニティバス 5 路線）
必要性	①多治見駅周辺では多治見駅北土地区画整理事業が完了し、多治見駅南市街地再開発事業が進められるなど、市内において最も機能集積が見込まれる地区である ②指定地域は、常住人口約 9,000 人、昼間人口約 8,000 人、高齢者人口約 2,500 人となっている
効果	①ヤマカまなびパークやバロー文化ホール等の中核的な交流施設やバロー多治見店、ピアゴ多治見店、ヤマナカ多治見フランチ等の商業施設が立地しており、高齢者、障がい者等に社会参加の機会や、消費生活の場の提供があり、都市機能の増進が図られる ②多治見駅周辺都市整備将来構想での計画区域に含まれるため、各事業の整合性を確保し、効果的な事業実施が見込まれる

第7章 重点整備地区における整備計画

1. 重点整備地区における整備計画について

基本構想では、生活関連施設及び生活関連経路について整備方針を定め、これらに基づき必要な整備項目を抽出し、整備時期を定める整備目標を作成します。整備目標には特定事業の内容も含む記載としており、今後、施設設置管理者等が基本構想に基づいた特定事業計画を作成します。

(1) 特定事業の種類

バリアフリー法において、特定事業の内容は次のように定められています。

①公共交通特定事業

特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更。

②道路特定事業

道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置。

バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）。

③路外駐車場特定事業

特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす利用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備。

④都市公園特定事業

都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備。

⑤建築物特定事業

特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備。

全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備。

⑥交通安全特定事業

バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）。

バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締り強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）。

⑦教育啓発特定事業

移動等円滑化の促進に関する、児童、生徒及び学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動、又は、移動等円滑化の促進に関する住民等に対する啓発活動。

※ 多治見市においては、学校教育の一環として教育啓発事業（福祉教育読本を利用した教育・高齢者疑似体験・展示の学習）を実施する。なお、教育啓発事業については第8章「こころのバリアフリー」において記載。

（2） 整備時期の目標設定について

事業の内容に応じて以下の整備時期を設定します。

短期：令和3年度～令和5年度

中期：令和6年度～令和9年度

長期：令和10年度以降

整備目標については、整備基準への適合に向けて取り組む「特定事業」と「特定事業以外の事業」及び「その他（維持管理を含むソフト事業）」に区分して記述しています。

特定事業	●：（法）移動等円滑化基準に係る事業（省令等の整備基準に基づく整備内容）
特定事業 以外の事業	○：（市）福祉環境整備指針整備基準に係る事業 ※整備基準の内、語尾に「配慮する」「望ましい」等となっている項目は除く △：その他のハード事業
その他	◇：維持管理を含むソフト事業（ソフト）

2. 整備等の基本的な考え方

(1) 公共交通（鉄道、バス）

「公共交通移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」、「多治見市福祉環境整備指針」等の内容も踏まえた整備を図ります。

【鉄道】

駅出入口から各ホーム及び駅の主要な施設を結ぶバリアフリー化された経路を適切に維持し、わかりやすい情報案内に努めます。

【バス車両・バス停】

高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが利用しやすいように、バリアフリーに配慮した車両の積極的な導入を継続し、わかりやすい情報案内のバリアフリー化を図ります。

(2) 道路

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「道路の移動等円滑化ガイドライン」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」、「多治見市福祉環境整備指針」等の内容も踏まえた整備を図ります。

鉄道駅や生活関連施設を結ぶ経路として、高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが安全・安心に歩行できる経路のバリアフリー化を推進します。また、わかりやすい情報案内のバリアフリー化や、快適に移動することができる利用環境の向上を図ります。

(3) 路外駐車場

「路外駐車場移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「道路の移動等円滑化ガイドライン」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」、「多治見市福祉環境整備指針」等の内容も踏まえた整備を図ります。

高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが利用しやすい施設及び設備とするため、道路等からの距離ができる限り近くなる位置に車いす使用者用駐車施設を設置するとともに、道路や施設出入口等から車いす使用者用駐車施設までを安全に移動できる経路を確保します。

(4) 都市公園

「都市公園移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「都市公園の移動等円滑化ガイドライン」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」、「多治見市福祉環境整備指針」等の内容も踏まえた整備を図ります。

高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが安全で快適に利用しやすいように、施設及び設備のバリアフリー化を図ります。

(5) 建築物

「建築物移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「建築物移動等円滑化誘導基準」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」、「多治見市福祉環境整備指針」等の内容も踏まえた整備を図ります。

道路や車いす使用者用駐車施設から受付・窓口や多機能トイレ等の設備までの経路を確保する等、誰もが施設を利用しやすいように、バリアフリー化を図ります。また、わかりやすい情報案内を図ります。

(6) 交通安全

「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準」に沿った整備を図ります。

高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが安心・安全に歩行できる経路を確保するため、公安委員会等の関係機関と調整し、バリアフリー化を推進します。

(7) その他（駅前広場、自由通路）

「道路移動等円滑化基準」に沿った整備を図ることを基本とし、必要に応じて「道路の移動等円滑化ガイドライン」や「岐阜県福祉のまちづくり条例」、「多治見市福祉環境整備指針」等の内容も踏まえた整備を図ります。

高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが円滑に移動できる経路を適切に維持し、わかりやすい情報案内の充実を図り、交通結節点として利便性の向上に努めます。

3. 整備方針及び整備目標

(1) 公共交通（鉄道、バス）

整備方針

J R 多治見駅

- ① バリアフリー化を図った施設については、その機能が損なわれることのないよう、適切な維持管理を継続的に実施します
- ② 駅員等への高齢者、障がい者等に対する接遇教育を継続的に実施します
- ③ 聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、すべての人を対象とした緊急時への対応を継続的に取り組みます

バス

- ① 車いすスペースやスロープ板、文字及び音声によるわかりやすい案内設備等を設けた低床バス車両の導入に努めます
- ② バス停においては、わかりやすい情報提供を行えるよう、案内表示等の掲出位置や文字の大きさ等に配慮します
- ③ 運転手への高齢者、障がい者等に対する接遇教育を継続的に実施します
- ④ バス停の形状等により正着（歩道との間隔を可能な限り狭くかつ平行になるようバスを停車させること）が困難なところでは、バス事業者と行政、道路利用者などが協働し正着を行えるよう検討してきます
- ⑤ バス停の上屋やベンチの設置については、設置が必要とされる箇所の周辺の状況や歩道の有効幅員の確保等を踏まえ、道路改修時に整備を検討します

【整備目標】 ●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	整備時期		
		短期 [R3-R5]	中期 [R6-R9]	長期 [R10-]
バス車両 【東濃鉄道㈱】	●バス車両更新時のノンステップバス導入	○	○	○
バス停 【東濃鉄道㈱ ・道路管理者】	●道路改修時には、正着が行える形状のバス停、上屋やベンチ等の設置を検討する。	○	○	○

(2) 道路

整備方針

国道・県道・市道

【歩道のある道路】

- ① バリアフリー化を図った施設については、その機能が損なわれることのないよう、適切な維持管理を継続して実施します
- ② 歩道の設置されている生活関連経路については、高齢者、障がい者等をはじめ、誰もが利用しやすい経路を確保するため、交差点付近で生じている急な擦り付け勾配の緩和や段差の改善、駐車場等への車両の乗入れ部における平坦性の確保、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等のバリアフリー化を進めます
- ③ 地形上の制約及び周辺の宅地化の状況等によりバリアフリー化が困難な場合については、道路改修時において移動等円滑化基準等に基づく整備を実施します
- ④ 施設との連続性を確保する為に視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を検討します
- ⑤ 横断歩道前の歩道上の路面に注意を促す足跡マーク等を設置するなど、障がい者等が安全・安心に移動できる整備に努めます
- ⑥ 通行の支障となっている沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います

【歩道のない道路】

- ① バリアフリー化を図った道路については、消えかかっている区画線や舗装面のひび割れ等で通行の支障になっている箇所を改修するなど、適切な維持管理を継続して実施します
- ② 地形上の制約及び周辺の宅地化の状況等から十分な歩道の整備が不可能な道路については、車道の路側帯を歩道的な扱いとして、視覚的に分離し、歩行者の安全の確保を行うソフト分離を図り、可能な限り移動等円滑化基準等に適合するように努めます
- ③ 通行の支障となっている沿道店舗の看板、生け垣等の撤去及び指導を行います

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

区分 【事業者】	施設	整備目標	整備時期		
			短期 [R3- R5]	中期 [R6- R9]	長期 [R10-]
国道 【県多治見土木事務所道路課】	⑱ 国道 248 号 (市民病院周辺)	○溝蓋等の改修	◎		
市道 【道路河川課】	⑳ 市道 213100 (精華小学校北側 ～精華交流センター)	○路肩のカラー舗装に よる歩行区間と車道 の視覚的分離		◎	◎
市道 【道路河川課】	㉑ 音羽小名田線 (音羽1～国道19号)	●透水性のある舗装へ の改修	◎		
		●歩道の平坦性の確保	◎		
		●視覚障がい者誘導用 ブロックの敷設	◎		
	㉒ 市道 213024 (昭和橋～フランテ)	○路肩の舗装改修	◎		
	㉓ 市道 413200 (音羽町4～総合福 祉センター)	●視覚障がい者誘導用 ブロックの敷設		◎	◎
	㉔ 福祉道路 (太平歩道橋)	●視覚障がい者誘導用 ブロックの敷設		◎	◎
	㉕ 市道 011500 (昭和橋～山下町)	○路肩のカラー舗装に よる歩行区間と車道 の視覚的分離	◎		
	㉖ 市道 010500 (刈バーストリート～山下町)	●歩道の段差解消			◎
	㉗ 市道 212805 駅前商店街	○路肩の舗装改修	◎		
	㉘ 市道 212800 ながせ商店街	○路肩の舗装改修	◎		
歩道 【総務課】	㉙ 市役所本庁舎西側歩 道(市道 011403 沿い 庁舎敷地)	●バス停までの歩道に 視覚障がい者誘導用 ブロックの敷設	◎	◎	◎

(3) 路外駐車場

整備方針

駅北立体駐車場

- ① バリアフリー化を図った路外駐車場については、消えかかっている区画線を改修するなど、適切な維持管理を継続して実施します
- ② 車いす利用者用駐車施設を道路や施設入口等からの利用しやすい位置に配置し、道路や施設入口等まで安全かつ円滑に移動できる経路を確保します
- ③ 車いす利用者用駐車施設を設置し、わかりやすい位置に標識等を設置します
- ④ 車いす利用者用駐車施設が利用しやすいよう、十分な乗降スペースの確保や天井高等に配慮します

(4) 都市公園

整備方針

太平公園

- ① バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障がい者誘導用ブロック上に障害物等を設置しないことや、手すり及び多機能トイレ等の清掃に努め快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続して実施します
- ② 道路から出入口及び園路等の経路については、高齢者、障がい者等が移動しやすいよう、段差を設けず、十分な幅を確保します。また、危険を認知することが困難な高齢者、障がい者等のために、情報案内の工夫等により安全性の確保に努めます
- ③ オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドを設置することが困難な施設については、周辺で設置されている他施設へ案内するなど、情報案内による対応を図ります
- ④ 高齢者、障がい者等をはじめ、誰もがトイレの場所がわかりやすくなるよう、廊下等から見通せる位置にピクトグラムを用いた標識や、わかりやすい色の扉等の設置に努めます
- ⑤ 高齢者、障がい者等の円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施します
- ⑥ 聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、すべての人を対象とした緊急時への対応について検討し、必要な施設整備等を検討します

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	整備時期		
		短期 [R3-R5]	中期 [R6-R9]	長期 [R10-]
太平公園 【緑化公園課】	●園路に樹木の根上がり等があった場合の改修	◎	◎	◎
	●公園内において転落を防止する柵等の設置		◎	
	●オストメイトに対応した水洗器具の設置			◎
	△ベビーチェア、ユニバーサルベッドの設置			◎
	●車いす使用者の足入れスペースを確保した水飲み器の設置			◎
	○点字案内板の設置			◎

(5) 建築物

整備方針

官公庁施設、医療福祉施設、教育文化施設、郵便局、大規模商業施設

- ①バリアフリー化された施設の維持管理については、視覚障がい者誘導用ブロック上に障害物等を設置しないことや、手すり及び多機能トイレ等の清掃に努め快適に利用できるようにするなど、適切な維持管理を継続して実施します
- ②道路から出入口、受付までの経路については、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設または窓口対応及び職員等の誘導により、誰もが移動できる経路を確保します
- ③出入口から室内までの経路については、通行の支障となる障害物を置かないように、障がい者等が円滑に移動できる経路の確保に努めます。また、階段部については、高齢者等の安全性に配慮し、手すりの設置や階段に接する部分に点状ブロックの敷設に努めます
- ④オストメイトに対応した水洗器具やユニバーサルベッドを設置することが困難な施設については、周辺で設置されている他施設へ案内するなど、情報案内による対応を図ります
- ⑤高齢者、障がい者等をはじめ、誰もがトイレの場所がわかりやすくなるよう、廊下等から見通せる位置にピクトグラムを用いた標識や、わかりやすい色の表示に努めます
- ⑥高齢者、障がい者等の円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施します
- ⑦聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、すべての人を対象とした緊急時への対応について検討し、必要な施設整備等を実施します

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	整備時期		
		短期 [R3-R5]	中期 [R6-R9]	長期 [R10-]
市役所本庁舎 【総務課】	○多機能トイレ設置の検討	◎	◎	◎
	◇触地図（施設案内冊子）の随時更新	◎	◎	◎
市役所駅北庁舎 【教育総務課】	◇触地図（施設案内冊子）の随時更新	◎	◎	◎
市役所駅北庁舎 【教育総務課】	○庁舎西側駐車場車いす使用者用スペースに屋根の設置	◎	◎	◎
県立病院 【県立多治見病院】	○新中央診療棟建設、既存棟改修及び外構工事の際、視覚障がい者誘導用ブロックを隣接市道から総合案内まで敷設	◎	◎	◎
総合福祉センター 【福祉課】	●オストメイトに対応した水洗器具の設置	◎		
	△ユニバーサルベッドの設置	◎		
バロー文化ホール 【文化スポーツ課】	○視覚障がい者誘導用ブロックは、明度差等が設けられたものに改修	◎		
	○車いす使用者駐車場の平坦性の確保・乗降スペースの斜線塗装・屋根の設置	◎		
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討	◎		
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設	◎		
ヤマカまなびパーク 【文化スポーツ課】	○車いす使用者駐車場に国際シンボルマークの案内板、乗降用スペース床面の斜線塗装	◎	◎	◎
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設	◎	◎	◎
精華交流センター 【文化スポーツ課】	●オストメイトに対応した水洗器具の設置	◎	◎	◎
産業文化センター 【産業観光課】	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討	◎	◎	◎
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付まで敷設	◎	◎	◎

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	整備時期		
		短期 [R3-R5]	中期 [R6-R9]	長期 [R10-]
多治見郵便局	○階段の手すりを2段とする	◎	◎	◎
	○車いす使用者駐車場に国際シンボルマークの案内板、乗降用スペース床面の斜線塗装	◎	◎	◎
	◇視覚障がい者や聴覚障がい者への緊急時設備の検討	◎	◎	◎
ヤマナカ多治見フランテ	●オストメイトに対応した水洗器具の設置	◎	◎	◎
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付カウンターまで敷設	◎	◎	◎
	◇受付カウンター付近に耳マークの設置と窓口職員による筆談対応	◎		
	◇触地図の設置	◎	◎	
	○インターホン等の設置による係員の対応	◎	◎	◎
	◇非常時における避難器具の設置及び社員の訓練・教育	◎		
バロー多治見店	●オストメイトに対応した水洗器具の設置	◎	◎	◎
	△ユニバーサルベッドの設置	◎	◎	◎
	◇触地図の設置	◎	◎	
	◇非常時における避難器具の設置及び社員の訓練・教育	◎		
ピアゴ多治見店	●オストメイトに対応した水洗器具の設置	◎	◎	◎
	△ユニバーサルベッドの設置	◎	◎	◎
	●視覚障がい者誘導用ブロックを前面道路から受付カウンターまで敷設	◎	◎	◎
	◇受付カウンター付近に耳マークの設置と窓口職員による筆談対応	◎		
	◇触地図の設置	◎	◎	
	○インターホン等の設置による係員の対応	◎	◎	◎
	◇非常時における避難器具の設置及び社員の訓練・教育	◎		

(6) 交通安全

整備方針

信号機等

- ①生活関連経路上にある信号機については、バリアフリー対応型信号機の設置を検討します
- ②生活関連経路上にある信号機、及び道路標識、道路標示は、視認性の向上を図るため、信号機のLED式化、及び標識の高輝度化の改修を検討します
- ③生活関連経路上にある交差点については、歩行者等が安全に移動できるよう、必要な箇所について横断歩道の設置を検討します
- ④道路標識等の設置の際には、通行の支障とならないように努めます

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	整備時期		
		短期 [R3-R5]	中期 [R6-R9]	長期 [R10-]
交通安全施設 【多治見警察署】	◇交通違反・違法駐車等の取り締まり強化	◎	◎	◎
	◇交通安全に関する広報・啓発活動	◎	◎	◎

(7) その他（駅前広場、自由通路）

整備方針

駅南駅前広場、駅北駅前広場、南北自由通路

- ①駅前広場や自由通路は、鉄道駅と周辺道路、バス、タクシー等の異なる交通手段を相互に連絡する交通結節点であり、移動や乗り継ぎがしやすく、わかりやすい案内表示等のバリアフリー化を図った施設を維持し、その機能が損なわれることのないよう、適切な維持管理を継続して実施します
- ②高齢者、障がい者等の円滑な誘導が行われるよう職員の教育や啓発を実施します
- ③聴覚障がい者等をはじめとした情報伝達が困難な利用者を含め、すべての人を対象とした緊急時への対応について検討し、必要な施設整備を実施します

【整備目標】●：特定事業、○：市指針、△：その他のハード、◇：ソフト

施設 【事業者】	整備目標	整備時期		
		短期 [R3-R5]	中期 [R6-R9]	長期 [R10-]
駅北駅前広場 付近 【都市政策課】	○総合的バス路線図の設置	◎	◎	◎

第8章 総合的なバリアフリー化の推進

1. バリアフリー化のさらなる推進

(1) 重点整備地区のさらなるバリアフリー整備

重点整備地区内では、生活関連施設と生活関連経路について一体的なバリアフリー化を図っていきますが、生活関連施設及び経路と同等の道路や施設についても、軽微なバリアフリー化については随時取り組むとともに、施設設置管理者へバリアフリー化の働きかけを行っていきます。

また、新設等の際に、道路や一定規模以上の建築物には適合義務基準がありますが、その他の既存の施設についても各種移動等円滑化基準及び岐阜県福祉のまちづくり整備基準、多治見市福祉環境整備指針整備基準に適合した整備を図ることを目指して、道路整備等はもちろんのこと、民間施設についてもバリアフリー化することを奨励していきます。

(2) 市全域におけるバリアフリー化

市全域においてさらなるバリアフリー化を進めるためには、建築物、公園、路外駐車場、道路等と多岐にわたるそれぞれの施設について、随時バリアフリー化を図っていく必要があります。

第8章においては、道路や施設の「ハード面」の整備だけでなく、市の制度や仕組等の充実といった「ソフト面」の整備に関して、多治見市が取り組む事業等を位置づけます。

多治見市が行う「ソフト面」の整備に関しては、市民、施設設置管理者及び市が各々の取組を理解し、協力することが必要です。また同時に、障がい者等について正しく理解し、行動ができる「こころのバリアフリー」を進めます。

①施設のバリアフリー

道路、建築物等の市の公共的施設、不特定多数の人が利用する民間事業所のバリアフリーを推進します。

歩行空間の確保

	市の取組	実施事業	担当部署
① 1	歩行者の支障となる看板等の撤去を行います。	・違反広告物簡易除却	都市政策課

不特定多数の人が利用する公共的施設

ア 民間施設

	市の取組	実施事業	担当部署
① 2	福祉環境整備指針を作成し、民間事業者への遵守を働きかけます。	・福祉環境整備指針のPR ・開発指導案件について事業者に対し福祉環境整備指針の遵守を依頼	福祉課
① 3	福祉環境整備指針を広く市民に周知します。	・HPやイベント(バリアフリー展)を活用した福祉環境整備指針のPR	福祉課

イ 市の公共的施設

	市の取組	実施事業	担当部署
① 4	高齢者、障がい者等の生活の利便性、安全性を確保するため、市営住宅のバリアフリー化を順次行います。	・旭ヶ丘第2団地(中層)及び高根団地(中層)の各棟の1階の一部をバリアフリー住宅に改修 ・市営住宅団地内のバリアフリー改修	建築住宅課
① 5	小学校、中学校のバリアフリー化を進めます。	・笠原小中一貫教育校(義務教育学校)の建設	教育総務課
① 6	市の公共的施設の新設または改修に当たっては、原則として「公共的施設の福祉環境整備の基準」に適用させます。	・福祉環境整備の基準への適合を促進	福祉課

バリアフリー適合証の普及啓発

	市の取組	実施事業	担当部署
① 7	障がい者への情報提供及び事業者のバリアフリー意識向上のため、バリアフリー適合証（バリアフリーマーク）を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー展においてバリアフリー適合証のPR ・市内の交付可能施設へのPR ・適合証設置施設のメリットを検討 	福祉課
① 8	市本庁舎の建替えによりバリアフリー化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉環境整備指針に基づいた新本庁舎建設基本計画の策定及び、建設基本設計・建設実施設計の実施 	総務課

多治見市バリアフリー適合証



多治見市バリアフリー適合証は、市域全体におけるバリアフリーへの意識の高揚と、障がいのある人や小さな子どもを連れた人たちへのバリアフリー情報の提供を目的として、多治見市が、交付基準※に該当する店舗や施設へ交付し、建物の入口に貼付いただくものです。

この適合証をきっかけに、より多くの店舗等にバリアフリーが施されることを目指します。

交付決定には、施設の現地調査を行い「多治見市バリアフリー推進協議会」で意見を聴いた上で、交付するか否かを決定します。また、今後は、交付された施設の更なるメリットについても検討を行います。

※「多治見市バリアフリー適合証交付要綱」に定める交付基準に基づいて、適合証を交付しています。

②交通、移動手段のバリアフリー

だれもが安全・安心に外出できる賑わいのあるまちづくりとしていくためには、利用しやすい快適な移動手段が必要です。そのためには、コミュニティバス、路線バス、タクシー（福祉タクシーを含む）、地域内交通等の移動手段を充実させることが重要であり、事業者と連携を図りながら、利用者が円滑に移動できる環境、事業者にとっては効率のよいサービス提供ができる環境づくりを行っていきます。

交通、移動手段

	市の取組	実施事業	担当部署
② ┆ 1	コミュニティバスの利便性の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態等を調査し、ルート・ダイヤ等の適正化に向けた検証及び修正の検討 ・車両の更新 	都市政策課
② ┆ 2	路線バス等の公共交通の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業の課題を抽出して、対応策について検討 ・市民に対する意識啓発等により、自動車から公共交通への利用転換を促進 	都市政策課
② ┆ 3	民間事業者（鉄道、バス、タクシー等）と協力し、障がい者の移動手段の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・リフト付福祉タクシー及び福祉タクシーの利用状況の把握、情報共有 	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス（ききょうバス、自主運行バス諏訪線）、各地域内交通（バスタク、地域あいのりタクシー）における障がい者運賃割引制度等の継続 	都市政策課
② ┆ 4	タクシー（福祉タクシーを含む）事業者との連携に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域あいのりタクシー導入支援 ・制度導入団体支援 ・導入検討団体へのPR ・補助金制度の見直し 	都市政策課
② ┆ 5	高齢者、障がいのある方の外出を支援するための施策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉協議会とともに移動支援のあり方を検討 	福祉課

③こころのバリアフリー

高齢者や障がい者に対する正しい理解を深めていくことは、「市民が互いに助け合い、学び合うまち」に繋がっていきます。障がい者等について正しく理解し、行動できるこころのバリアフリーを進めます。また、こころのバリアフリーを進めることで、だれもが互いに配慮することを考える環境を整え、妊産婦や乳幼児を連れた方も生活しやすい子育てバリアフリーを推進します。

	市の取組	実施事業	担当部署
③ 1	市民・事業者が障がいや障がい者への理解を深めるための啓発を行います。	・FM ピピ等による障害者差別解消法等の啓発を実施	福祉課
③ 2	障がい者に対する市職員の理解を深めるため研修を実施します。	・障がい者に必要な手助けを行えるよう、接遇研修を通して職員の意識付けを行う。 ・新規採用職員研修にて、福祉体験研修を行う。	人事課
③ 3	障がい者団体との意見交換会を開催し、情報の共有を図ります。	・年1回の意見交換会を実施	福祉課
③ 4	NPO法人、福祉関係事業者との意見交換会等を開催し、情報の共有を図ります。	・福祉事業者等との意見交換会を年1回以上実施	福祉課
③ 5	福祉教育読本を利用して小・中学校で障がい教育を推進します。	・福祉教育読本の改訂 ・小・中学校への配布	福祉課
		・小・中学校での福祉教育読本の利用促進のための周知	教育研究所
③ 6	障がい児と園、小・中学校の園児・児童・生徒がイベント等で交流する場を設けます。	・中学生による幼稚園・保育園の職場体験や家庭科の授業を通して交流実施 ・発達支援センターへ市内保育園児が訪問し交流実施	子ども支援課
		・全小・中学校において、児童生徒の状態に応じ、通常学級との交流授業を実施 ・特別支援学級の児童生徒が育てた野菜等を、交流授業を実施している学級へ贈る。 ・「こころのとも運動」への協力	教育相談室

	市の取組	実施事業	担当部署
③ ・ 7	特別支援学校と地域との連携を支援します。	・全小・中学校を対象にして、特別支援学校児童生徒の状態及び活動内容に応じ、居住地学校との交流を実施	教育相談室
③ ・ 8	保護者が療育や障がいに関して理解を深めるための講習会を開催します。	・発達障がいに対する理解を深めるための講演会を保護者等を対象に実施（年1回）	子ども支援課
③ ・ 9	おとどけセミナーや総合学習により福祉学習を進めます。	・おとどけセミナーのメニューの見直しを実施	くらし人権課
		・総合的な学習の時間及び教科等において福祉教育を推進	教育研究所

〈参考資料〉障がいのある方に関するマーク（資料：多治見市版 障害者差別解消職員対応マニュアル）

マーク	名称	マークの意味	関連団体
	身体障がい者標識 (障がい者マーク)	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 ほかの自動車の運転者は、このマークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。	・各警察署交通課 ・県交通安全協会
	聴覚障がい者標識 (聴覚障がい者マーク)	法令で定める程度の聴覚障がい者であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。 ほかの自動車の運転者は、このマークを表示した車に対する幅寄せや割り込みが禁止されています。	・各警察署交通課 ・県交通安全協会
	障がい者のための 国際シンボルマーク	このマークは、障がい者であることを表すマークではなく、障がいのある人が利用できる建物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 このマークは全ての障がい者を対象としたものです。	(公益)日本障害者リハビリテーション協会
	盲人のための 国際シンボルマーク	視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器等に付けられています。信号、音声案内装置、国際点字郵便物、書籍に使用されています。	社会福祉法人日本盲人福祉委員会
	耳マーク	このマークは「耳が不自由です」という自己表示が必要ということで作成されたものです。 このマークを付けた方と話すときは、「はっきり口元を見せて話す」「筆談する」等ご協力をお願いします。	(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
	ほじょ犬マーク	身体障がい者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)同伴啓発のためのマークです。 平成14年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関、デパート等、民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱の方たち(オストメイト)のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	(公社)日本オストミー協会
	ハート・プラスマーク	このマークは身体内部に障がいがある人を表しています。内部障がいの方は外見から分かりにくいので、さまざまな誤解を受けることがあります。 このマークを目にしたら、身体内部に障がいがある方がいることをご理解いただき、ご協力をお願いします。	特定非営利活動法人ハート・プラスの会
	ヘルプマーク	内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方等、外見からは分からない方が、周囲の方に援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。 ヘルプマークを身に着けた方が困っているようであれば、声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉保健局
	白杖SOSシグナル 普及啓発 シンボルマーク	視覚に障がいのある方が、外出先で困ったことがあった場合などに、白杖を頭上50cm程度に掲げて周囲の方に助けを求める「白杖SOSシグナル」の普及啓発を図るためのシンボルマークです。	・岐阜市 ・(一社)岐阜県視覚障害者福祉協会 ・(社福)日本盲人会連合
	ぎふ清流おもいやり 駐車場(利用証)	車椅子使用者用駐車場は、バリアフリー法により整備が進んでいる一方で、市販されたマークを使用して、障がい等を持たない方が駐車することで、必要とする方が駐車できない問題がありました。 おもいやり駐車場は、対象者の範囲を設定し、希望者に利用証を交付することで、より必要な方が駐車場を利用できることを目的とした制度です	岐阜県地域福祉課 多治見市役所福祉課

④情報のバリアフリー

情報を得ることが困難な市民のために、情報手段に配慮した取組を進めます。
とりわけ「災害時における情報のバリアフリー」に積極的に取り組みます。

	市の取組	実施事業	担当部署
④ 1	聴覚障がい者等の日常生活を支援する手話通訳者・要約筆記者の登録者の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 手話奉仕員、要約筆記者養成講座の実施 手話通訳者、要約筆記者に対する学習会等を開催 	福祉課
④ 2	手話、要約筆記、点訳、音声訳等を用いて、わかりやすい手段で情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者、要約筆記者等の派遣 点訳・音声訳の実施 	福祉課
④ 3	視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市内図書館等において、音声訳図書の設置を推進 (障害者計画に記載) 	福祉課
④ 4	災害時や緊急時に障がい者への的確な情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 一斉 FAX による緊急情報送信 メール 119 による緊急時情報送受信 	福祉課
④ 5	外国籍の子どもに対する学校生活支援及び学習支援の方策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍児童生徒に対する日本語指導及び学習支援策の検討 	教育推進課
④ 6	日本語による会話が十分でない外国籍の子どもに対し、学習サポーターを配置します。	<ul style="list-style-type: none"> 外国籍児童生徒に対する支援員の配置による日本語指導及び学習支援策の実施 	教育推進課
④ 7	日本語による会話が十分でない外国籍の保護者に対し、ことばの支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 日本語の会話能力が不十分な外国籍の方に対し、母国語または英語の通訳を介して言葉の支援等をはじめとした各種相談を受付 	文化スポーツ課
④ 8	緊急時の情報提供手段を確保するとともに、市民向け防災マニュアルを作成し周知します。	<ul style="list-style-type: none"> FMたじみ、広報たじみ、おとどけセミナー等、機会を捉えて自助共助の防災啓発を実施 緊急メールの登録、防災アプリの活用等、防災情報の取得手段についての PR 	企画防災課
④ 9	ひとり暮らしの高齢者に対して、緊急時に備えた専門装置を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員のみならず、地域包括支援センターやケアマネ等関係者と連携し、必要な世帯へ設置 	高齢福祉課
④ 10	非課税者のひとり暮らし高齢者で電話がない人に電話機を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に福祉電話を貸与することにより、社会環境からの孤立を防ぐと共に、安否確認及び緊急連絡の手段を確保 	高齢福祉課

【防災アプリの配信】（検索ワード：「多治見市防災行政情報」）

防災行政無線で放送された内容が、スマートフォンにプッシュ形式で通知され、再生できます。また、通知を希望する校区をアプリ内で指定することも可能です。

- ア 防災行政無線放送内容の通知・再生
- イ 現在地から指定避難所までの経路(Google map)の表示
- ウ ハザードマップの表示
- エ 非常用持出品・備蓄品の表示
- オ 多言語(10言語)に対応

QRコード

<ios(Apple store)>	<Android(Google play)>
	

⑤施策面でのバリアフリー

市の施策については、特定の市民を対象とするものを除き、だれもが参加し、または利用できるよう、施策面でのバリアフリーを推進します。

	市の取組	実施事業	担当部署
⑤ 1	聴覚障がい者等の日常生活を支援する手話通訳者・要約筆記者の登録者の充実を図ります。(再掲)	④-1に記載	福祉課
⑤ 2	手話、要約筆記、点訳、音声訳等を用いて、わかりやすい手段で情報を提供します。(再掲)	④-2に記載	福祉課
⑤ 3	講座等生涯学習の場に参加しやすい環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる市民への情報提供及び学習できる多彩なプログラムの開催 ・小・中学校へのアウトリーチ公演 ・福祉・児童施設への出張公演 ・託児サービスの導入 ・高校生以下料金の設定 	文化スポーツ課
		④-2に記載	福祉課

	市の取組	実施事業	担当部署
⑤ 4	市の機関において障がい者の雇用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・多治見市障害者活躍推進計画に基づき、市の機関において障がい者の雇用を推進 ・障がい者採用における法定雇用率2.6%の遵守 ・採用計画立案時（3月）に障がい者枠採用（正規職員）の実施検討 ・会計年度任用職員（障がい者対象）の公募の定期的実施 	人事課
⑤ 5	事業者の雇用促進を図るため、ハローワークと連携し、雇用率等の周知・啓発を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページ、広報紙等を活用し、雇用率等を周知・啓発 ・多治見で働くプロジェクトの運営支援、補助 	産業観光課
⑤ 6	ハローワークや産業観光課、就業・生活支援センターと連携し、障がい者の雇用を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労相談の強化 ・成年後見制度の利用促進 ・地域自立支援協議会の活性化 ・障がい者雇用募集先等の周知 	福祉課
⑤ 7	市が外部委託している事業の中で、障がい者施設に委託できる事業を選定、委託することで障がい者の就労意識を高め、民間事業者への啓発を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託可能事業を庁内で照会 ・委託可能事業等を取りまとめ、バリアフリー展等で紹介 ・市業務を障がい者が働く場所として提供 ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針の策定及び調達実績の集計並びにそれらの公表 	福祉課
⑤ 8	障がい者がプールを利用できるように、プールの開放を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校でのプール開放及び障がいのある方への利用促進 	文化スポーツ課

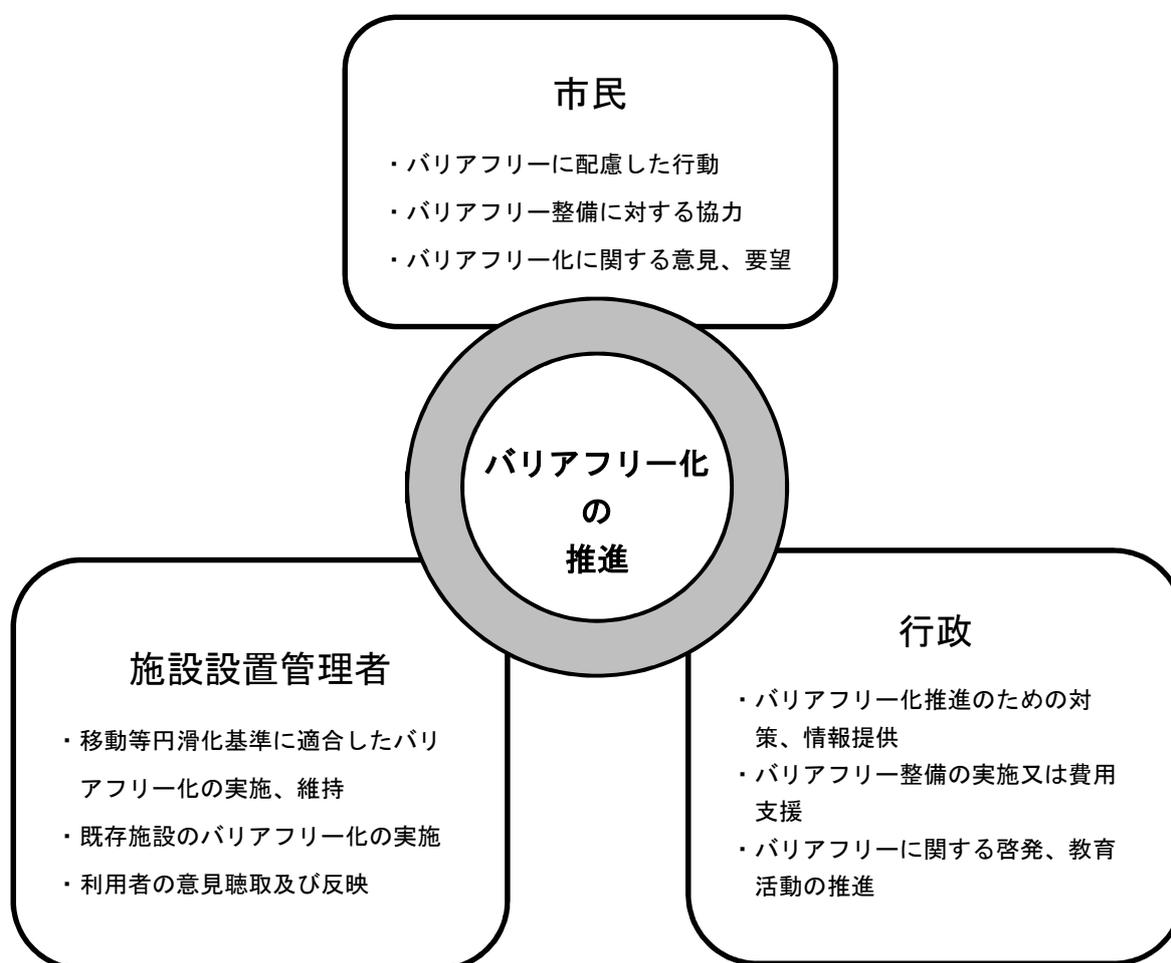
2. 今後の推進方策

(1) 市民、施設設置管理者、行政との共同による推進

バリアフリー化の実現には、市民、施設設置管理者、行政（国、県、市等）それぞれの役割を分担するとともに、相互に協力してバリアフリー化を図っていくことが重要です。

整備にあたっては、利用者の意見聴取や事業実施後の点検・評価及びその後の事業への反映等の仕組みを確立することが必要です。

このため、基本構想の推進にあたっては、以下の図のように、相互に協力してバリアフリー化に努めるものとします。



(2) 継続した取組（スパイラルアップ）の推進

バリアフリー化の推進にあたっては、長期間にわたる事業の実施も必要となることから、バリアフリーに関する社会状況が変化することが推測されます。また、高齢者、障がい者等が社会参加を行う機会が増えることにより、バリアフリーに対する多様なニーズが生じると予測されます。

このため、基本構想の進捗管理は、基本構想改定(plan)後の事業の実施(do)を受けて、その効果の評価(check)し、必要に応じて見直す(action)というPDCAサイクルを導入して、スパイラルアップ（段階的かつ継続的な発展）を図り、事業スケジュールの適切な管理と事業の質の確保を図ります。

(3) 今後の進捗管理

①特定事業計画の作成

基本構想に位置づけた特定事業について、各施設設置管理者に特定事業計画の作成を依頼します。

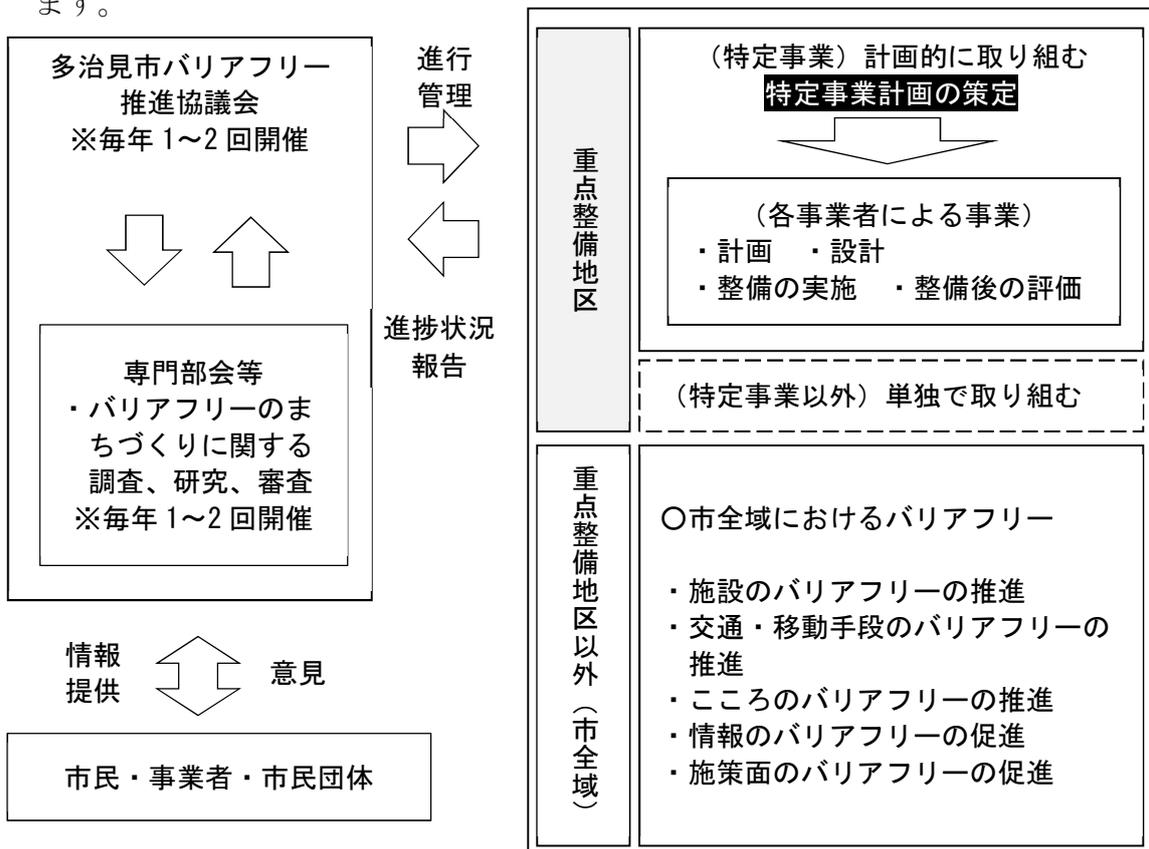
②多治見市バリアフリー推進協議会の運営

協議会は、基本構想の進行管理及び評価・審議を行うことを目的とします。

協議会メンバーは福祉団体関係者、市民団体関係者、公募により選出された市民、学識経験者、公共交通事業者等で構成しています。

③バリアフリーのまちづくりに関する調査、研究、審議

バリアフリーのまちづくりに関する調査、研究、審議については、必要に応じて多治見市バリアフリー推進協議会の内部に専門部会等を設け、継続的に実施します。



《 付属資料 》

多治見市バリアフリー推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高齢者及び障害者に限らず、市民の誰もが安全、かつ、快適に移動でき、安心して暮らし続けられる賑わいあふれるまちづくりを進めること及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第25条第1項に規定する基本構想を定めることを目的として策定された多治見市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の推進を図るため、多治見市バリアフリー推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、調査、研究及び審議等を行う。

- (1) 基本構想に定める重点整備地区（法第2条第21号に規定する重点整備地区をいう。以下同じ。）における整備計画（以下「重点整備地区計画」という。）の策定、実施の検証及び見直しに関すること。
- (2) 市が整備する公共施設のバリアフリーに係る計画及び実施の検証に関すること。
- (3) 民間施設のバリアフリーの誘導に関すること。
- (4) その他バリアフリーのまちづくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 重点整備地区に居住する者 2人以内
- (2) 福祉団体関係者 5人以内
- (3) 市民団体関係者 2人以内
- (4) 公募により選出された市民 2人以内
- (5) 学識経験者 1人
- (6) 公共交通事業者 2人
- (7) 関係行政機関の職員 2人
- (8) 市職員 2人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第2項第6号から第8号に規定する委員は、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

3 会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴取することができる。

(作業部会)

第7条 協議会に、第2条に規定する事項のうち、次に掲げるものを専門的に調査及び研究するため、部会を置くことができる。

- (1) 重点整備地区計画の策定、実施の検証及び見直しに関する事項
- (2) バリアフリー適合証の審査
- (3) その他会長が必要と認める事項

(庶務)

第8条 協議会及び作業部会の庶務は、都市計画部都市政策課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って、会長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 多治見市バリアフリー推進市民委員会設置要綱（平成15年告示第181号）は、廃止する。
- 3 多治見市バリアフリー適合証交付要綱（平成19年告示第208号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「多治見市バリアフリー推進市民委員会設置要綱（平成15年告示第181号）第1条に規定する多治見市バリアフリー推進市民委員会」を「多治見市バリアフリー推進協議会設置要綱（平成25年告示第223号）第1条に規定する多治見市バリアフリー推進協議会」に改める。

多治見市バリアフリー推進協議会委員名簿

(敬称略)

氏名	職業	選任区分
磯部友彦	中部大学工学部 都市建設工学科教授	学識経験者
安藤秀章	岐阜県身体障害者福祉協会 多治見支部長	福祉団体関係者
岩田敏春	岐阜県視覚障害者福祉協会 多治見支部長	
高橋節子	岐阜県聴覚障害者協会 多治見支部長	
肥田和明	(株)C-POWER 代表取締役	
西田葉子	岐阜県自閉症協会 多治見市ブロック長	
浅野みな子	多治見市悠光クラブ連合会 副会長	市民団体関係者
北村裕美	第12区 区長	重点整備地区に居住する者
渡邊正紘	第19区 区長	
小島悠美	公募市民	公募市民
福名弘枝	公募市民	
逸見春美	東濃鉄道(株)運行管理部長	公共交通事業者
林戸達美	(株)コミュニティタクシー社長	
廣崎英貴	多治見警察署交通第一課長	関係行政機関の職員
大橋徹也	岐阜県多治見土木事務所 道路課道路調整監	
春田正孝	福祉課長	市職員
木村信孝	道路河川課長	

改定経緯

(令和2年度)

日程	会議	会場	概要
7月17日	第1回 多治見市バリアフリー 推進協議会	多治見市役所 駅北庁舎4階 第2・3会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. バリアフリー法の概要 2. 現基本構想の概要と事業の進捗状況 3. 基本構想の改定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本構想構成について (2) 高齢者、障がい者等の意向把握 (3) 第5章 バリアフリー化の基本目標及び基本方針 (4) 第6章 重点整備地区の設定
8月 ～10月	障がい者団体等との 意見交換会		<ol style="list-style-type: none"> 1. 障がい者団体等 11 団体と意見交換
12月25日	第2回 多治見市バリアフリー 推進協議会	バロー文化ホール 展示室A	<ol style="list-style-type: none"> 1. 基本構想の改定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針の再検討 (2) 重点整備地区内における生活関連施設の再検討 (3) 整備方針及び整備目標 (4) 障がい者団体との意見交換会の報告 (5) 総合的なバリアフリーの推進
	視察	バロー文化ホール	<ol style="list-style-type: none"> 1. バロー文化ホール施設の視察
3月15日	第3回 多治見市バリアフリー 推進協議会	バロー文化ホール 大会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現基本構想の総括 2. 多治見市バリアフリー基本構想の改定について <ol style="list-style-type: none"> (1) 改定版基本構想の確認 3. バリアフリー適合証の更新について